

カナダ法における「制定法上のみなし信託」(statutory deemed trust)とその展開—民事再生型事業再建手続における ABL 担保権者との競合

上智大学法学部教授 小山 泰 史

目 次

I 問題の所在	V 1992年・1998年改正連邦倒産法における「制定法上のみなし信託」
II カナダ倒産法制の概要	VI 制定法上のみなし信託と事業再生手続 (BIA・CCAA) の関係
III 信託法の一般原則と「制定法上の信託」	VII 結語
IV 倒産手続における「制定法上のみなし信託」の効力	

I 問題の所在

1 かつて最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁は、公共工事の請負人が地方公共団体から支払を受けた前払金について、地方公共団体と請負人との間に信託契約の成立を認め、上記前払金が振り込まれた普通預金口座の預金を信託財産と認定した。これは、債務者を受託者とする信託が設定されたとして、その債権者の債権を担保権によって担保することとは異なる態様で、破産財団から分離された財産によって満足を得させることを可能にするものである。

では、逆に、債務者が破産したとき、債務者の特定の財産上に明示の信託設定の意思を不要としながら、法律の規定によって当然に信託が成立するとして、特定の債権者を保護することはどうか。もしこれが認められるなら、担保権による別除権行使とは異なる形で、特定の債権者を保護することが可能になる。

そして、海外の立法には、現実にこの種の規定が存在し、数多くの裁判例を生むに至っている。

2 例えば、カナダの連邦法である1970年所得税法 § 227 (4)・(5) は、以下のように規定していた⁽¹⁾。

「(4) 本法の下で、所得税を控除ないし保持する義務を負う者は、控除した資金を税務当局のために (税務当局を受益者 (beneficiary) として) 保持しているとみなされる。

(5) 清算 (liquidation)、譲渡 (assignment)、レシーバーシップ (receivership) が生じた場合、破産法 (Bankruptcy Act) のいかなる規定にも関わらず、(a) 本条 (4) の下で税務当局のために信託の目的として保有されるとみなされた資金額、および、(b) 財務大臣 (Minister of Finance) が州政府と締結した合意に基づき、州法を根拠として州政府に対して支払われるべき、控除ないし留保

した一切の資金額は、いかなる清算、譲渡 (assignment)、もしくは破産が生じた場合にも、現実に当事者の固有の資金、ないし、破産財団から現実に分離されて保管されていたかどうかを問わず、なお別個に分離されていたとみなされ、破産財団を構成しない。」

債務者が所得税から源泉徴収を行った控除留保金を目的として、それらの財産を、法律上当然に信託の目的として債務者が保有するものとみなす、というのが上記 (4) の趣旨である。このとき、同条 (5) は、法律上当然に「受託者」となる使用者が、実際にはその控除留保金を自己の営業資金と混和しても、その混和された債務者の一般財産に対して、法律当然に税務当局を受益者として信託の目的財産が分離されているとみなし、もって信託が追及していくことを認めている。このように、差押等の追加の要件の遵守をも不要として、いったん成立した「法定の信託」が法定の物上代位的に当然に追及すると定めるこの規定を、「制定法上のみなし信託」(statutory deemed trust, 法定のみなし信託)と呼ぶ。

「法定のみなし信託」は、その成立が、委託者や受託者の信託成立の意思の有無に左右されるものではなく、いわば一種の法定担保権としての実質を持つものと考えられる。しかしながら、上記のカナダ法においては、一方で、その混和された財産に対して「法定のみなし信託」が追及していく過程で、混和した財産を当初の担保目的財産としていた担保権 (浮動担保) が、それらの価値代償物 (proceeds, プロシーズ) 等について、「法定のみなし信託」と競合し、その優劣が問題となっていた。その紛争は、カナダ連邦最高裁にまで審理が委ねられ、債務者 (受託者) が「通常の営業の過程」において在庫商品を売却し、所得税や売上税等の租税を納付することは、在庫商品の売却に法的に通常付随する事項であるかどうかによって、優劣の結論が

左右されていた⁽²⁾。

3 筆者は、かつて上記の問題の検討を行った⁽³⁾。しかし、以下のような理由から、「法定のみなし信託」それ自体の検討は未だ十分ではなかった。例えば、法律上当然に「受託者」の地位に就任した者 (債務者) に信託義務が課せられるとすれば、その義務内容が通常の約定により成立する信託と比較して、加重なものになるとは考えにくい。しかし、混和された財産に信託が延長されて追及していく (これを tracing という) としても、その混和を生ぜしめた者に何らの義務違反も問われないとすれば、問題であろう。すなわち、「法定のみなし信託」ないし「制定法上の信託」が、信託法理一般の中でどのように位置づけられるのかについては、未だ日本法において十分な検討がなされているとは言い難いのである。

確かに、上記の「法定のみなし信託」が明文の規定として存在するのは、カナダの一部の立法に限られており、日本法に同種の問題がない以上、これまでそれほど注目を集めてこなかったことはやむを得ない。しかしながら、カナダ法における「法定のみなし信託」においては、所得税からの源泉徴収金が現実に他の一般財産から現実に分別されているかどうかを問わずに、「分離されているとみなす」と規定して、信託の目的財産の特定性と当事者の意思の要件 (信託成立の要件) を不要とする。また、信託が当然に成立するとされた財産につき、さらにこれがリーエン (一種の一般先取特権) によって担保される、と定める制定法の規定が存在する。すなわち、「法定のみなし信託」自体が法定の担保権類似の性質を帯びるだけではなく、これに加えて、さらにその保護を拡充するために、法定担保権が成立するという構造を有するのである。

このような「法定のみなし信託」ないし「制定法による信託」を検討することは、一面で、日本の信託法で要求される「信託設定者の意

思」を制定法の規定により不要とすることの是非、および、信託の効力として説かれることの多い「倒産隔離効」と、担保権の効力としての別除権行使による特別の優先的回収との間の相違が、果たして当然のものであるのか、等について、これまでと異なる視座からの検討を可能にするものであろう。本稿は、以上のような問題を、改めて検討の俎上に載せようとするものである。

4 本稿では、以下、次のような構成を採用する。まず、前提問題として、カナダの倒産法制を概観する(Ⅱ)。「法定のみなし信託」が債務者の他の利害関係人と衝突するのは、もっぱら債務者である企業の倒産の局面であるからである。次に、「制定法の信託」の特徴と、信託の一般原則との関係等、通常的信託法理が「制定法上の信託」にどのように作用するかを検討する(Ⅲ)。そして、「法定のみなし信託」が債務者の倒産時に他の担保権者等との優劣が問題になる場合の、優劣の決定基準をみる(Ⅳ)。加えて、別稿で詳論したカナダ連邦最高裁の1997年の判決⁽⁴⁾以後、その判決の結論を覆すために改正された倒産法等の諸規定との関連で、「制定法上のみなし信託」に関して新たな裁判例が展開されているため、その動向を検討する(Ⅴ)。とりわけ、ある近時の裁判例は、カナダ連邦最高裁で示された先例の判断と抵触するものが出現し、倒産法実務に大きな疑問を投げかけているのである(Ⅵ)。そして、最後に簡単なまとめを行う(Ⅶ)。

Ⅱ カナダ倒産法制の概要

(1) カナダ倒産法における BIA と CCAA の役割分担⁽⁵⁾

1 カナダ法における「制定法の信託」は、以下で見ると、使用者である企業が倒産に瀕した際に、租税債権者である国や州政府にとって、所得税や年金の保険料等の回収を容易にするために設けられている。そのため、

企業が倒産の危機に瀕した際に、担保権者らとの優劣が問題となる。そこで、以下では、まずカナダ法の倒産法についてまず簡単に概観しておくこととする⁽⁶⁾。

2 イングランド法を継受したカナダにおいては、receivership⁽⁷⁾もイングランド同様、倒産手続の一種として一般的に利用されている。receivership の手続は、モンローとエクイティ上の原則、並びに連邦法・州法の複雑な混合によって規律されている⁽⁸⁾。receivership は、receiver-manager (収益管理人) の任命と彼らによる債務者の事業の占有 (possession) の取得を包含する。receiver-manager は事業を運営するが、多くの場合、最終的な目的は、当該事業を継続企業価値 (going concern) のまま、もしくは事業を解体して売却することによって、資産を清算することにある。以下で取り上げる「破産」(bankruptcy) と異なり、債務者の財産は receivership の開始後も receiver には帰属しない。receiver-manager は、担保設定契約中の契約条項に基づき、担保権者によって任命されるか、または裁判所によって任命され得る。これら2種類の任命方法の区別は制定法によって廃止されたものの、なお多くの点で差異が残っているという。

3 ところで、カナダ倒産法の特徴は、アメリカの倒産法が Bankruptcy Code という単一の立法から成り立っているのに対し、Bankruptcy and Insolvency Act (BIA、連邦倒産法) と Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA、会社債権者調整法⁽⁹⁾) の複数の倒産手続から成り立っている点にある⁽¹⁰⁾。

カナダ法において、事業再生をめぐる法整備の議論が活発になったのは、1980年代以降であった⁽¹¹⁾。しかし、旧宗主国のイングランドで倒産立法が初めて採択されたのは1870年に遡る⁽¹²⁾。これは、カナダ地域における最初の国家的な倒産立法であったが、現在の Bankruptcy and Insolvency Act (BIA) の

前身である連邦法たる Bankruptcy Act (カナダ連邦破産法) が制定されたのは、その約40年後の1919年であった⁽¹³⁾。連邦倒産法制定の背景には、企業の倒産の増加に伴い、破産差財団の管理について統一性を保たせようとして債権者集団によるロビイングが活発になされたという背景が存在した。

同法は、企業の再生だけでなく個人の再生にも初めて適用された倒産立法であり、破産に至る前の段階で、裁判所の承認とそれによるサンクションを背後に伴って、債務者をして、債権者と再生計画を交渉して締結することを可能にした。けれども、同法の手続は担保権者を拘束しなかったため、担保権の実行の停止をすることはできず、事業再生を実質化するための実効性を欠いていた⁽¹⁴⁾。

この1919年連邦倒産法は、効率的な破産財団の管理・換価、及び破産の清算的機能に重きが置かれており、十分な検討を経て制定されたものではなかった。同法が債務者及び熟練度の低い管財人によって濫用されたため、1923年の同法改正により、破産開始前段階での更生開始の申立ておよび和議は許されなくなった。いったん企業が破綻すればその再生は非常に困難であったことから、1923年の同法改正は、金融に窮した多くの事業再生の試みを挫折させ、結果として数多くの会社の清算を招来したのである⁽¹⁵⁾。

4 このような状況を打開するために1933年に制定されたのが Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA) である⁽¹⁶⁾。もっとも、どのような理由からかは不明であるが、CCAA は、第2次大戦以前からほとんど使われることはなかった⁽¹⁷⁾。倒産法上の権威ある著者によれば、1933年から1947年までの間、同法に関する判決はわずか7件しか見出し出せなかったという⁽¹⁸⁾。

立法当初、CCAA は大規模会社の事業再生を容易にすることのみを企図していた⁽¹⁹⁾。その後、CCAA は倒産債務者によって濫用され、1953年に改正がなされた⁽²⁰⁾。1953年

改正において、同法の適用は、未償還の社債を発行している会社に限定され、かつ管財人は社債権者の利益を擁護することとされた。その結果、大規模会社の事業再生という CCAA の上記の特徴が、より強調されることとなった⁽²¹⁾。また、この改正により、管財人が社債の発行を基礎づける書面上に記載された条項に基づいて任命される場合に限って、同法の利用が可能であるように制限された。しかし、1953年の改正以降の方が、CCAA の利用の頻度はよりいっそう低下したと評価される⁽²²⁾。

他方で、1945年に制定された BIA は、1992年に大規模な改正を受けた。最も大きな特徴として、倒産手続開始の「意思の通知」(notice of intention) 後30日間、担保権の実行等が停止され、その期間は最長で180日まで延長することが認められたことである。もっとも、債務者がこの特権を濫用しないようにするため、「意思の通知」ないし「商業上の提案」(commercial proposal) は、管財人によって監督されなければならないとされた⁽²³⁾。また、BIA は、1992年改正によって、CCAA との関係上、小規模ないし中規模の企業の事業再生を容易にするという位置づけが明確化された⁽²⁴⁾。その後、CCAA は、1997年改正により、より大規模な企業の事業再生に特化されてその利用が制限され、また BIA の規定に合致するように修正が施された⁽²⁵⁾。

5 CCAA のもう一つの特徴は、立法時から1997年の改正まで、条文数が非常に少なく、わずかに22の条文しか有しなかった点にあった。そして、このような法の構造は、「骨格のみの構造」(skeletal in nature) と呼ばれていた⁽²⁶⁾。

例えば、ATB Financial v. Metcalfe & Mansfield Alternative Investments II Corp. 事件判決⁽²⁷⁾において、Blair 判事は以下のように述べる。すなわち、「CCAA は骨格のみの構造を有する。同法は、許されること・禁止

されることの全てを定めた包括的な制定法ではない。それ故、裁判官は、制定法上のスキームの詳細を肉付けする役割を担っている。CCAAの適用範囲、および裁判所の権限は無制限というわけではない。けれども、CCAAが救済手段たる立法(remedial legislation)であって、制定法の解釈(statutory interpretation)に関する近代的な目的論的アプローチ(purposive approach)に従って自由に解釈されるべきことには、もはや争いが無い。同法は、柔軟な道具であって、同法に有効性を与えるのがまさにその柔軟性なのである」と⁽²⁸⁾。

倒産手続法として、BIAとCCAAを比較した場合、前者は制定当初から再生計画の受理から監督などに関して、詳細な手続的規定を有していた。その結果、BIAによっては、倒産の個々の事件の実情に応じた柔軟な適用ができなかったという⁽²⁹⁾。これに対して、裁判所は、元々条文数の少なかったCCAAを利用して、1980年代の不況による倒産事件の増加に対応していった。とりわけ、1986年から1992年にかけて、裁判所は、中規模ないし大規模な企業の事業再生のニーズに対して、CCAAの「骨格のみの構造」(skeletal in nature)を利用して、裁判所の裁量権を、同法を補完するような態様で行使することによって、より革新的な手法を開発していったのである。すなわち、BIAの1992年改正以前に、1980年代、カナダ経済は深刻な不況を経験していた。困難に直面した債務者会社は、彼らをして、破産申し立てを回避して、担保権者・無担保の一般債権者に対して、事業再生のための「提案」(proposal)を行うことを可能とするために、それまでほとんど利用されてこなかったCCAAを利用するようになった⁽³⁰⁾。倒産を管轄する裁判所は、条文数の極端に少ないCCAAを、以上の目的を促進するような態様で、条文にない多くのギャップを埋めるために、倒産裁判所の「固有の管轄」(inherent jurisdiction)の法理⁽³¹⁾を

用いて「骨格のみの構造」(skeletal in nature)を補充し始めた⁽³²⁾。結果として、裁判所は、経済的困窮の時期の緊急対応を理由として、CCAAを裁判例の蓄積を通じて実質的に内容を書き換えてしまったのである。倒産実務家達は、BIAによる明文の規定によるルールに導かれた事業再生よりも、より柔軟な、裁判所主導のCCAAの下での事業再生を好んで選択したのである⁽³³⁾。そこで、BIAの1992年改正の際提起されたCCAA廃止の議論⁽³⁴⁾に対しても、倒産実務家達はこぞって反対を表明したのであった⁽³⁵⁾。

しかしながら、裁判例の積み重ねによって実質的な法の改訂を行うことには、予測可能性の点で問題があった。そこで、CCAAは、2007年改正(2009年施行)によって、BIAの法改正と歩調を合わせられるようにするため、倒産手続を具体的に規律する規定を多く定める今日の姿となったのである⁽³⁶⁾。

6 1997年改正を経て、現在では、CCAA第3条(1)は、債務者会社およびその子会社を含めた負債総額が500万カナダドルを超える場合にのみ、CCAAを利用することを認めている。この点を除けば、カナダ法においては、倒産手続については、アメリカ連邦倒産法と異なり、事業再生のために異なった二つのスキームを利用することができるのである⁽³⁷⁾。

2007年法改正BIAとCCAAの手続の違いを、簡単に述べればこうである。すなわち、BIAを利用する債務者は、まず提案(proposal)または提案を行うという「意思の通知」(notice of intention)を登録することによって、同法の下での事業再生の手続を開始する⁽³⁸⁾。この手続は自律的(administrative)なものであって、裁判所に対する申立ては不要である。債権者集会が開催され、BIA所定のルールに従って債務者の「提案」に対して投票がなされる。BIAの手続において裁判所が果たす主たる機能は、いったん債権者達が是認した「提案」を

承認する（お墨付きを与える）こと、提案の申し立てに関する期間にさらに猶予を与えて延長すること、および、債務者の提案に反する債権者からの申し立てにつき審尋を行うことにある⁽³⁹⁾。

他方、CCAAによる手続の開始には、債務者から裁判所への申し立てを要する。債務者は、裁判所がそれぞれの事例に応じて（case-by-case basis）課す期限までに、債権者に対して提示する事業再生計画とともに申し立てを行うのである。債権者集会所が招集され、債権者達は、裁判所の裁量によって定められる期日までに、計画を承認するかどうかの投票を行う。裁判所は、そのプロセスの最終段階において、再生計画の承認の可否を決定するのである⁽⁴⁰⁾。

以上の意味において、BIAによる事業再生は制定法主導型、CCAAによる事業再生は裁判所主導型と位置づけられていた。しかし、既に述べたように、CCAAの2007年改正によって、両者の差異は小さくなり、CCAAの手続も、現在では裁判所の固有の裁量（inherent jurisdiction）は縮小されている。そして、最近では、CCAAの手続利用件数よりも、BIAの利用件数の方が多いという。もっとも、負債総額の大規模な、利害関係人の錯綜する事業再生案件については、なおCCAAの利用が中心であるという⁽⁴¹⁾。カナダ倒産法の特徴は、異なる2つの倒産手続法が存在することによって、どちらを利用するかを選択することができる点にある。ただ、CCAAが大規模でかつより複雑な事業再生案件に適しているのに対し、それにもかかわらず、BIAもまた、安定性を見出し得る場合で、かつ「提案」（proposal）のスキームが魅力的であることが認定できる場合には、大規模な事業者の再生にも利用可能である場合もあるという⁽⁴²⁾。

Ⅲ 信託法の一般原則と「制定法上の信託」

1 ところで、通常の信託としての「明示信託」（express trust）の設定には、第1に信託設定の意思が明確であること、第2に、信託の目的財産が確定され、かつその財産が受託者に帰属すること、第3に、信託の目的、換言すればその利益を享受する受益者、もしくは、受託者が遂行する信託設定の目的（purpose）が明確であること、の3点が要求される⁽⁴³⁾。これは、制定法上の信託（statutory trust）についても、原則として同様である⁽⁴⁴⁾。例えば、オーストラリア最高裁のある判決では、ある土地が公共の駐車場用地として信託の目的財産とされ、その受益者が当該地方公共団体であるとの判断が、「1993年地方公共団体法」（ニューサウスウェールズ州）の解釈として導かれた⁽⁴⁵⁾。同事件で認められた「制定法上の信託」は、一面で「公的な信託」（public trust）とも言える事例であった⁽⁴⁶⁾。

オーストラリアの信託法は、基本的にイングランドの信託法における「制定法上の信託」の理解の系譜に属し、信託財産として土地を対象とする⁽⁴⁷⁾。けれども、カナダにおける「制定法上の信託」は、以上のものとは様相が異なっているのである。例えば、カナダの1994年連邦所得税法（Income Tax Act）第227（4）は、使用者がカナダ国税庁（Revenue Canada）に対して納付すべきであったが納付を怠った、被用者の給与からの源泉徴収金につき、その資金を、国税庁を受益者として、信託の目的で保持するとみなす、旨を規定する。これが、制定法上の信託（statutory trust）の一例である。仮に、信託の成立を法律上当然に認める規定がないとすれば、源泉徴収金を納付することは、使用者に課せられた単なる人的な債務（personal debt）にすぎず、使用者が自ら進んで国税庁のために信託の成立を宣言しなければ、明示信託の成

立は認められない。しかし、上記の規定(所得税法第227(4))は、明示信託成立のための「意思の表明」の要件を補完し、法の作用によって(by operation of law)信託が成立するものとしている。

他方で、1998年所得税法 Income Tax Act 第227(4.1)⁽⁴⁸⁾は、通常信託法理である「追及の法理」(tracing rule)を緩和して、使用者が被用者の給与から徴収した源泉徴収金が、使用者たる会社の一般財産と混和されても、その金額についてなお信託が成立するものとみなす(deemed)、と定めている⁽⁴⁹⁾。これが、特に「制定法上のみなし信託」(statutory deemed trust)と呼ばれている類型である。このとき、受益者とされるのは税務当局であり、例えば、従業員の給与から所得税を取り立てて(控除して)税務当局に納付する使用者(租税債務者)が、信託の設定者兼受託者である。受託者となる租税債務者に、通常信託の成立で求められる「自己のためではなく受益者のために」財産を管理する意思が、実際にあるかといえればそれはノーである。その意思が看取されるか否かを問わず、「受託者」として法律上規定されることでその「意思の確定」要件を代替している、といえよう。

2 この種の「制定法上の信託」は、1980年前後から多くの裁判例を生み出すに至った。後に取り上げる、著名な判決の一つである British Columbia v. Henfrey Sampson Belair Ltd. 事件判決⁽⁵⁰⁾において、McLachlin 判事が検討したことを前提とすれば、「制定法上の信託」は、以下の3つの要素が存在しなければならないとされるという。すなわち、第1に、その信託が制定法の規定によって発生するものであること、第2に、信託の目的財産が存在すること、第3に、その財産が特定(identifiable)もしくは追及可能(traceable)であること、である。この信託が制定法を根拠に成立するため、信託設定者による信託成立の意思の表明(manifestation of intention)

は要求されない⁽⁵¹⁾。また、この種の制定法上の信託において、法の規定により受託者とされた者は、自らの意思で受託者となったわけではないにもかかわらず、明示信託と同様、信託義務違反を問われる可能性があるという⁽⁵²⁾。

端的に言えば、カナダの制定法上の信託は、信託の設定者を債務者として発生する債権を担保する手段として、その信託設定者が現在所有しかつ将来取得する財産を信託財産とし、税の取立てに資することをその信託の目的として、一定の状況が発生すれば法律上当然に成立する、というものである⁽⁵³⁾。

3 けれども、厳密に言えば、信託成立の第2の要件である「信託目的財産の特定」については、いくつかの類型が存在する。実際に租税債務者が取り立てた金銭が信託財産となるのみ規定するものがある(類型(1)とする)一方、実際の取立ての有無を問わず、租税債務者が取立てを行うべき一切の租税について、取立て済みであるか否か、もしくは債務者の一般財産との分別の有無を問わず「受託者」として信託財産を構成すると「みなす」ものがある(類型(2)とする)。前者「類型(1)」(segregation trust clause、信託目的財産分離条項)⁽⁵⁴⁾においては、当初の信託財産が租税債務者の他の一般財産と混和され、信託財産としての特定性を喪失してしまえば、もはや破産財団からの倒産隔離効を失ってしまう⁽⁵⁵⁾。これに対し、後者の「類型(2)」の場合、実際に財産の分別管理がなされなくとも、信託の成立には影響しない⁽⁵⁶⁾。厳密に言えば、こちらが「制定法上のみなし信託」(deemed statutory trust)とよぶべきものであろう。ただ、「類型(1)」にあっても、当初の信託財産の価値変形物上に、新たな信託の成立を規定する立法も存在する。

以上のような状況に鑑みると、受託者である租税債務者と受益者である税務当局との関係は、通常信託での信託関係にあるとはいえない、といえそうである。強いていえば、

信認関係と信認義務は制定法に黙示的に内包されているのであって、個別の当事者に実際に義務違反が問われる可能性は少ないように思われる。

ところで、制定法上の信託については、法律上明文で規律される以外の部分には、信託法の一般原則が適用される⁽⁵⁷⁾。しかし、一般原則の適用範囲と、その適用によって税務当局の請求権がこの原則に服するのか（信託法の一般原則の適用により、競合する他の権利との優劣が決まるのか）が問題となる。

実際に税務当局と担保権者の優劣が争われる場面は、こうである。すなわち、租税債務者である使用者が、在庫品を販売して得た処分換価金をもって被用者の給与を支払うのだから、その所得税の控除金は、在庫品の担保権の目的財産の価値変形物（proceeds）であるので、既に在庫品を目的として担保権を取得している債権者の担保の目的となっている、その価値変形物について、以上の「制定法上の信託」との優劣が問題となる、というわけである。

以下では、章を改め、倒産手続における「制定法上のみなし信託」（statutory deemed trust）の効力を詳論する⁽⁵⁸⁾。

IV 倒産手続における「制定法上のみなし信託」の効力

1 1970年当時のカナダ連邦倒産法においては、その第109条（1）において、無担保の一般債権者は9種類に分類されており、労災補償法（Workmen's Compensation Act）、失業保険法（Unemployment Insurance Act）、所得税法（Income Tax Act）による債権（例、失業保険の保険料の未納分の債権等）は第8順位に分類され、同順位者間での配当は債権額に按分比例し、平等弁済の取り扱いを受けるものとされていた⁽⁵⁹⁾。しかも、同条同項の9番目の分類群では、「以上に反するいかなる制定法上の優先にもかかわらず、本項で

言及されていない場合であっても、連邦ないし州政府の債権は、平等の取り扱いを受ける」と定められていた⁽⁶⁰⁾。

もっとも、1949年に連邦倒産法（Bankruptcy Act）⁽⁶¹⁾が制定された際、同法の存在にもかかわらず、連邦政府と州議会は、以上の各立法を含めて、政府の債権（crown claims）について、これらの権利に担保権としての地位を与えようとして、lien、charge、そして「制定法上のみなし信託」（statutory deemed trust）の地位を立法によって与えた。その結果、それらの連邦法の規定が、連邦倒産法の規律を修正することが意図されたかが問題となった。仮に、連邦法ではなく、州法の規定が、連邦法である連邦倒産法の規律の修正を意図するとすれば、「連邦法優越の基本原則」（連邦法の優越性（paramountcy）の理論⁽⁶²⁾）に対する牴触が生じることになる。そして、実際に解釈上の疑義が生じて、連邦と州の間にきわめてデリケートな憲法上の牴触問題が生じたのである⁽⁶³⁾。

1980年、Quebec（Deputy Minister of Revenue）v. Rainville 事件判決⁽⁶⁴⁾において、カナダ連邦最高裁は、連邦倒産法107条（1）において第9分類に属している州の租税債権を、その第3順位に分類に格上げしようとしたケベック州の制定法上の規定を連邦法に反するとして無効とした⁽⁶⁵⁾。他方、Coopers & Lybrand v. Right of British Columbia 事件判決⁽⁶⁶⁾は、連邦法である労災補償法⁽⁶⁷⁾、カナダ年金計画法（Canada Pension Plan Act）⁽⁶⁸⁾において、使用者が被用者に代わって行った、給与からの年金の保険料控除につき、制定法上のみなし信託を成立させる規定について、連邦法同士の優劣について同様の判断を示し、倒産手続における制定法上の信託の効力を否定した⁽⁶⁹⁾。

しかしながら、Watersによれば、その一方で、制定法上の信託を定める規定につき、連邦倒産法に対する制定法上の信託の優先を承認する裁判例も少なからず存在したとい

う⁽⁷⁰⁾。それらの事例についての制定法の規定は、どれもよく似た構造を有していた。すなわち、第三者から取り立てた金銭、もしくは、第三者に対して支払われるべき金銭から控除された資金が、税務当局 (Crown) またはその他権限のある者のために信託の目的として保有されると規定する。仮に、その資金が、債務者の一般財産から分離して保持されていない場合には、実際に分別して管理されているかを問わず、分別して保管されていると「みなす」(deemed) と定めていた⁽⁷¹⁾。この「みなす」という規定 (statutory deemed trust) が有効であると解されれば、控除金は、例えば労災補償法の下で、既に従業員 (employee) 被用者のもの (財産) となっているから、破産財団を構成しないこととなるはずである⁽⁷²⁾。

2 まず、最初に receivership における連邦法上の「制定法上のみなし信託」の効力が問題となった、Dauphin Plains Credit Union Ltd. v. Xyloid Industries Ltd. 事件判決⁽⁷³⁾ を取り上げることにしよう。なお、同事件は、カナダでアメリカ UCC 第9編を参考とした Personal Property Security Act (PPSA) が各州等で採択される以前のものであって、まだイングランド型の浮動担保が用いられていた時代の事件であることに注意を要する⁽⁷⁴⁾。

事案は、以下の通りである⁽⁷⁵⁾。Dauphin Plains Credit Union Ltd. は、Xyloid Industries Ltd. の保有する不動産に対し個別担保 (fixed charge) を、その他の残余の財産に対して浮動担保 (floating charge) を保有していた。その後、1977年3月30日、債務者 Xyloid Industries Ltd. は融資金債務につき債務不履行に陥り、その翌日に Clarkson & Gordon Ltd. 社が、Xyloid Industries Ltd. が債務者会社のために発行した社債 (debenture、担保設定契約書) に基づき、翌日、同社の receiver-manager に任命された。receiver-manager の任命前に、債務者会社は同社の従業員に対して給与を支払い、法定の所得

税・年金保険料・失業保険 (Unemployment Insurance) の保険料の控除を従業員の給与から行っていた。しかし、控除金は、カナダ租税庁 (Minister of National Revenue) に対して納付されなかった。さらに、receiver-manager の任命後にも、マニトバ州賃金支払法 (Manitoba Payment of Wages Act) に従って給与の支払いがなされたが、同様に所得税等の控除金は租税当局に送金されなかった。

以上の未納付・未送金の控除金について、浮動担保と租税庁の請求との間での優劣が問題となった。2分の1以上の源泉徴収分が、receivership 以前に従業員に対して支払不能会社によって支払われた給与に関連する請求である。残りの請求は、receivership 以後の1977年4月以降に従業員に対して receiver によって支払われた給与に関連する。なお、receivership の申立て前に会社が従業員の給与から控除した同様の資金があったが、それらはなお会社の他の資金と混和されたままであった。

その後、1978年1月31日、receiver-manager は、Deniset 判事によって、receiver-manager が保有していた7,416.57ドルについて、租税庁 (Minister of National Revenue) の請求が有効か、またその優劣はどうなるかの判断が下されるまで、保管することを命じられた⁽⁷⁶⁾。

3 本事件で問題となった制定法上の信託に関する関連条文は、以下の通りである。

・カナダ1970年所得税法 s.227(4), s.227(5)⁽⁷⁷⁾

「s.227 (4) 本法の下で、所得税を控除ないし保持する義務を負う者は、控除した資金を税務当局のために (税務当局を受益者 (beneficiary) として) 保持しているとみなされる。

(5) 清算 (liquidation)、譲渡 (assignment)、破産 (bankruptcy) が生じた場合、破産法 (Bankruptcy Act) のいかなる規定にも関わらず、(a) 本条 (4) の下で税務当局のため

に信託の目的として保有されるとみなされた資金額、および、(b) 財務省 (Minister of Finance) が州政府と締結した合意に基づき、州法を根拠として州政府に対して支払われるべき、本法の下で控除ないし留保した一切の資金額は、いかなる清算、譲渡 (assignment)、もしくは破産が生じた場合にも、なお別個に分離されていたとみなされ、清算、譲渡、破産の財団を構成しない⁽⁷⁸⁾。』

・カナダ1970年年金計画法 s.24 (3), s.24 (4)

「24 (3) 使用者が、本法の下で被用者によってなすことが要求されるいかなる出資 (分担) を理由として、給与から源泉徴収を行ったが、receiver general に対してその源泉徴収額を納付しなかった場合、使用者は、給与からのその源泉徴収額を、自己の固有の資金から分離して保持するとみなされ、かつ、税務当局のために (税務当局を受益者として) 信託の目的として保持するものとみなされる。

24 (4) いかなる清算 (liquidation)、譲渡 (assignment)、破産 (bankruptcy) が生じた場合、本条 (3) によっての下で税務当局のために信託の目的として保有されるとみなされた給与からの源泉徴収額は、その資金が、使用者の固有の財産又はその破産財団の資産から実際に分別管理されているかどうかを問わず、清算、譲渡、破産の財団を構成しない⁽⁷⁹⁾。』

・1971年失業保険法 (Unemployment Insurance Act) s.71 (2), s.71 (3)

「71 (2) 使用者が、本法の下で被保険者がなすことを要求している、従業員の保険料を理由として、被保険者の給与から源泉徴収を行ったが、その額を Receiver General に送金しなかった場合、使用者は、給与からのその源泉徴収額を、自己の固有の資金から分離して保持するとみなされ、かつ、税務当局のために (税務当局を受益者として) 信託の

目的として保持するものとみなされる。

71 (3) いかなる清算 (liquidation)、譲渡 (assignment)、レシーバーシップ (receivership) が生じた場合、本条 (2) によっての下で税務当局のために信託の目的として保有されるとみなされた給与からの源泉徴収額は、その資金が、使用者の固有の財産またはその破産財団の資産から実際に分別管理されているかどうかを問わず、清算、譲渡、破産の財団を構成しない⁽⁸⁰⁾。』

マニトバ州控訴裁判所 (Manitoba Court of Appeal) は、所得税法以外の2法について、制定法上のみなし信託を有効として税務当局を勝訴させた⁽⁸¹⁾。カナダ連邦最高裁に上訴がなされたものの、結果として州控訴裁判所の判断が維持されることとなった。

連邦最高裁における Pigeon 判事の法廷意見は、以下のようなものである⁽⁸²⁾。すなわち、「receiver によって控除され保管された控除金は、税務当局のために信託に保有されるものとされる。しかし、連邦法は、receiving order 以前に控除された資金の取扱いにおいて異なっていた。所得税法 Income Tax Act s.227 (4) は、控除金が単に税務当局のために信託として保有されると定めるにすぎない。実際に分別された資金はなかったため、それらは他の資金と混和され、信託が制定法上成立しうる対象が存在しなかった。対照的に、カナダ年金計画法 Canada Pension Plan s.24 (4) および失業保険法 Unemployment Insurance Act s.71 (3) は、控除された資金と同額が、実際に分別されていたか否かを問わず、清算においてその財団を構成しないとみなす、と規定する。『清算 (liquidation)』という用語は法的には定義されず、辞書的な定義は債権者の請求による receivership を含むほど広いと考えられる。それ故、receiver は、所得税法 Income Tax Act の下では receiving order 前に控除された所得税の控除金に対する資金について、信託は保有しない

が、カナダ年金計画法 Canada Pension Plan および失業保険法 Unemployment Insurance Act の下での控除金については、制定法上信託を保有するとみなされる⁽⁸³⁾」と。

すなわち、実際の分別管理の有無を問わず「分別して保管しているとみなす」と定める失業保険法およびカナダ年金計画法による「みなし信託」(deemed trust) は、なお有効であるが、その種の規定を有しない所得税法の「制定法上の信託」は、実際に資金が分別管理されていない場合には信託の目的財産の特定性を欠くから、receivership において効力を有しないとされた。結論として、receivership により浮動担保が結晶化 (crystallization) して個別担保に転化した後に債務者会社の従業員の給与から控除された資金については、結晶化した浮動担保の優先が認められたが、結晶化以前 (つまり、receiver の任命以前の) の控除金については、カナダ年金計画法および失業保険法に関して、浮動担保に対する優先が認められたのである。

以上のように、「分別管理の有無を問わず信託が成立する」との規定によって、少なくとも連邦法上の「制定法上のみなし信託」(statutory deemed trust) については、倒産手続としての性格を有する receivership においても効力を失わないことが明らかとなった⁽⁸⁴⁾。もっとも、Dauphin Plains Credit Union Ltd. v. Xyloid Industries Ltd. 事件判決⁽⁸⁵⁾がカナダ連邦最高裁で審理された後、同種の紛争が Roynat Inc. v. Ja-Sha Trucking & Leasing Ltd. 事件判決⁽⁸⁶⁾においても生じた。ただ、その審理の時点 (1992年) までに、所得税法 s.227 (4)・(5) も、分別管理の有無を問わず信託の成立を認める規定に改正されており、失業保険法・カナダ年金計画法、および所得税法の3つの全てのみなし信託 (deemed trust) が、分別管理の有無を問わず信託の成立と認める態様に変更されていたことに注意すべきである⁽⁸⁷⁾。

4 けれども、receivership 以外の、例えば連邦倒産法 (Bankruptcy Act) による倒産手続の下で、州法によって創設された「制定法上のみなし信託」についても、同様の判断がなされるとは限らない。連邦法と州法が抵触する場合には、既に述べたように、「連邦法優越の基本原則」(連邦法の優越性 (paramountcy) の理論) に基づき、原則として連邦法が優先するからである。そして、すでに言及した British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決⁽⁸⁸⁾においては、まさにこの点がカナダ連邦最高裁で取り上げられたのである。

同事件の事案は、以下の通りである⁽⁸⁹⁾。Tops Pontiac Buick Ltd. はブリティッシュ・コロンビア州でカーディーラーを営んでいたが、同州の社会的サービス税法 (Social Service Tax Act) が要求するように、営業の過程で州の売上税を取り立てていた。これらの回収金は、州法が定めるような態様で別個に分別して管理されてはならず⁽⁹⁰⁾、同社の自己の資金と混和されていた。融資をしていた Canadian Imperial Bank of Commerce は、Tops 社について receivership の手続を開始し、その後同社は破産を申し立てた。receiver はそのまま破産管財人に就任し、Tops 社の資産を売却して、銀行に対する負債に充当した。

州の税務当局は、事実審において、社会サービス税法第18条は Tops 社の資産と同額の、資産の売却代金上に制定法上の信託を成立させ、かつ未納付の売上税について、銀行と他の全ての債権者に優先すると主張した。receiver は、同法はそのような制定法上の信託を成立させず、連邦倒産法 Canada Bankruptcy Act s.107が適用され、州は同法の下で単なる優先的債権者 (preferred creditor) の地位にとどまると主張した。事実審は receiver の主張を認め、ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所は、州の立法は制定法上の信託を創設するが、連邦倒産法

Bankruptcy Act はそのような信託に優先を与えないとの判断を示した。

同事件の争点を、より詳しくまとめればこうである⁽⁹¹⁾。すなわち、社会的サービス税法 s.18 (Social Service Tax Act s.18) は、州の税務当局等のために、同法の下で支払うことが要求される租税を回収した者の資産ないし財団に対して「みなし信託」(deemed trust) を創設せしめ、その成立は、取り立てた者が、回収金を自己の資金ないし自己の固有資産と分別管理しているかどうかを問わないと定めている。

その一方で、1970年連邦倒産法⁽⁹²⁾s.47 (a) (1990年法では s.67 (a)) は、破産債務者が他の者を受益者として保有する財産を、破産債権者への配当から除外し、その信託の受益者に、当該財産に対する絶対的な請求を認める。他方、1970年同法 s.107 (1) (j)⁽⁹³⁾ (1990年時点では s.136 (1) (j)) は、破産財団の換価から生じたプロシーズは、s.107 (1) (j) の下で「カナダ政府またはいかなる州の税務上の請求は、本規定と異なる、制定法上のいかなる優先が定められていたとしても、按分比例で配当を受ける」と定めていた。

この条文は、ブリティッシュ・コロンビア州の Social Service Tax Act (社会的サービス税法) の下での州税務当局の請求を包含すると解される⁽⁹⁴⁾。連邦最高裁において、法廷意見を述べた McLachlin 判事は以下のようにいう。すなわち、「州政府 (税務当局) は、州の管轄内にある財産および権利につき設定される信託を、自己の好むように定義することができる」と主張する。この主張に手短かに答えるとすれば、連邦倒産法 (Bankruptcy Act) 下での例外を構成するために機能する信託を定義することは、連邦政府の役割であって、州政府の役割ではない、ということになる。確かに、州政府は、その立法権が及ぶ範囲内にある事項について、自己の望むままに『信託』を定義することができる。しかし、州政府は、連邦議会に対して、連邦倒産法の

目的に照らして (信託の) 定義を書くように指図することはできない⁽⁹⁵⁾」と。すなわち、以上の説示からは、次の二つの結論が導かれ得る⁽⁹⁶⁾。第一に、州法による制定法上のみなし信託 (provincial statutory deemed trusts) は、連邦法上の倒産法制の下では無効である⁽⁹⁷⁾が、それ以外の分野では有効である。第二に、連邦法上の制定法上のみなし信託については、連邦法たる倒産立法においてもなお効力を失わない、というわけである。

Cory 判事の反対意見においても、売上税を取り立てた債務者が、回収金を分別管理しており、信託の一般原則が要求するように、信託財産としての特定性 (identifiability) が充たされていれば、信託が成立することには異論はなかった。しかし、法廷意見の McLachlin 判事は、社会的サービス税法 s.18 (1) (b) (Social Service Tax Act s.18 (1) (b)) が「その資金が実際に債務者の固有財産と固有資産から分別して管理されていたかどうかにかかわらず」みなし信託 (deemed trust) が成立すると定めていたにもかかわらず、取り立てられた租税が実際に分別管理されていなかった場合には、みなし信託 (deemed trust) は、コモンロー上の信託としての本質的属性、すなわち、信託の目的財産が確定可能か追跡可能 (traceable) であることを欠くことになる、との判断を示した⁽⁹⁸⁾。つまり、法廷意見は、いったん財産が債務者の一般財産と混和され財産の特定ができなくなったら、みなし信託 (deemed trust) は信託としての本質的属性を失い、これに反する解釈を州が行うことはできない、というのである。

もっとも、McLachlin 判事の上記の説示は、信託法の一般原則が制定法上の信託に適用されないとするものではなく、信託財産の特定性が維持される限り、連邦法たる破産法においても、制定法上の信託の効力が維持される余地を認めていることに注意を要する⁽⁹⁹⁾。

5 British Columbia v. Henfrey Samson

Belair Ltd. 事件判決⁽¹⁰⁰⁾以降、同種の判断は繰り返されている。例えば、Alnav Platinum Group Inc. v. APM Delstar Inc. 事件判決⁽¹⁰¹⁾は、以下のような事案であった⁽¹⁰²⁾。債務者会社は、自己の融資債務を担保するため、資産に質権を設定した。同社は、州政府のために売上税 (sales tax) を取り立てたが、自己の固有の資産と取立金を混和してしまった。銀行は、債務者の資産とその会社について receiver を任命したが、債務者会社はその後破産手続の開始を申し立てた。receiver は、債務者会社の資産を売却し、そのプロセス全てを、銀行に対する債務の弁済に充当した。州政府は、社会的サービス税法 (Social Service Tax Act)⁽¹⁰³⁾s.18 (1) によって、売り上げ税の取立徴収金の額について、債務者の資産上に制定法上の信託 (deemed trust) が成立し、receiver は、信託の基金の額について、州に、担保権者である銀行に対する優先を認めるべきである、と主張した。この事件について、第1審の chambers judge は、制定法上の信託は一切成立しないと判示したところ、州政府がこれに控訴した。

ブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所は、大要、以下のようにいう。すなわち、ブリティッシュ・コロンビア州議会は、有効な制定法上の信託を創設した。州は、州法の事項に関して、他の請求者に対して優先を得る権利を有する。しかしながら、州法は、連邦倒産法 s.107 (1) におかれた配当のスキームと抵触する。故に、「制定法上のみなし信託」(deemed trust) は、破産手続開始決定が下された後は効力を失うとした⁽¹⁰⁴⁾。

以上のように、British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決⁽¹⁰⁵⁾は、州議会は、連邦法たる連邦破産法に抵触する態様で「制定法上のみなし信託」を立法する権限を持たず、この種の制定法上の信託を連邦法上制定し得る権限は、連邦議会に排他的に帰属するという判断を示した⁽¹⁰⁶⁾。しかしながら、同判決は、連邦法以外の領域で州が制定法上の

みなし信託を立法することを否定するものではなく、これら以外の分野では、既に述べた Dauphin Plains Credit Union Ltd. v. Xyloid Industries Ltd. 事件判決⁽¹⁰⁷⁾の法理——「分別管理の有無を問わず信託が成立する」との規定によって、少なくとも連邦法上の「制定法上のみなし信託」(statutory deemed trust) については、倒産手続としての性格を有する receivership においても効力を失わない——がなお妥当することとなったのである⁽¹⁰⁸⁾。

V 1992年・1998年改正連邦倒産法における「制定法上のみなし信託」

1 その後、カナダ連邦倒産法 (Bankruptcy and Insolvency Act) は、1992年に大規模な改正を受け、一切の租税債権を含む連邦政府の債権 (Crown claims) は、原則として無担保の一般債権の地位に置かれることとなった⁽¹⁰⁹⁾。もっとも、いわゆる「神聖なる信託」(sacred trust) のカテゴリーに含まれる、所得税法 (Income Tax Act⁽¹¹⁰⁾, ITA) の下で要求される給与からの所得税の源泉徴収金 (payroll source deductions)、従前の失業保険法 (Unemployment Insurance Act⁽¹¹¹⁾) から改正された雇用保険法 (Employment Insurance Act, EIA) の保険料控除、カナダ年金計画法 (Canada Pension Plan⁽¹¹²⁾, CPP) における年金保険料控除、および、これらと本質的に同様の機能を果たす州法上の規定については、「制定法上のみなし信託」が規定されていれば、なお倒産手続開始後も効力を失わない⁽¹¹³⁾ことが、1992年改正倒産法および以上の立法の各規定によって明確化された。

そのうえで、以上の、連邦法を中心とした「制定法上のみなし信託」を規律する各規定⁽¹¹⁴⁾は、債務者の破産手続開始後の破産管財人、ないしは receivership 開始後の receiver (収益管理人) に対してはなお効力を維持するため、例えば、債務者の在庫商品や売掛債権等の流動資産に対して各州

の Personal Property Security Act (PPSA) による包括的担保権 (floating lien ないし floating charge) を有する債権者と競合することが少なくなかった。その優劣が争われたカナダ連邦最高裁の判決が、別稿において詳論した Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決⁽¹¹⁵⁾である。

同判決において、カナダ連邦最高裁は、州法である PPSA による在庫品・売掛債権を目的とする包括的担保権、および銀行法 (Bank Act) 第427条の同種の担保権が、制定法上の信託に優先するとの結論を下した。PPSA 等による担保権が、債務者が担保目的財産に権利を取得すると直ちに成立するため、その財産の処分と従業員の給与からの所得税控除時に成立する制定法上の信託は、前者に優越し得ない、というのがその主たる理由である⁽¹¹⁶⁾。同判決が下された翌年の1998年、連邦政府は、以下で詳論するように、所得税法 (Income Tax Act)、カナダ年金計画法 (Canada Pension Plan)、失業保険法 (Unemployment Insurance Act) における制定法上のみなし信託が、担保権者の担保権の目的財産上に成立・追及し、担保権者は税務当局に対して支払義務を負うとの規定を設けて、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp 事件判決の結論を覆す法改正を行った⁽¹¹⁷⁾。しかし、その一方で、現在の連邦倒産法では、以上の3種以外の州法等による「制定法上のみなし信託」は、倒産手続内において効力を失う旨の規定が設けられている⁽¹¹⁸⁾。

2 ここでは、前述の Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決以降、PPSA の他の包括的担保権 (いわゆる UCC 第9編型の「浮動担保」) と「制定法上のみなし信託」との競合が問題となった事例を取り上げよう。First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決⁽¹¹⁹⁾である。

事案は、以下の通りである⁽¹²⁰⁾。First

Vancouver Finance は、事業者を顧客としてその売掛債権を割り引いて買い取るファクタリングを業としていた。Great West Transport Ltd. は、同社とファクタリング契約を結び、自己の売掛債権を一定の割引率で First Vancouver Finance に譲渡していた。この各債権譲渡により、債権は完全に First Vancouver Finance に移転することとされた。このファクタリング契約において、First Vancouver は、承認をするまで譲渡対象たる債権の購入義務を負わないこととされた。債権譲渡の承認後、Great West 社の第三債務者に対して、インボイスと譲渡通知が送付され、それ以後の弁済は First Vancouver に対してなすこととされた。

ファクタリング契約の締結の時点で、Great West 社は 税 務 当 局 (Minister of National Revenue) に対して、従業員の給与からの所得税控除金 (payroll deductions) および物品・サービス税 (goods and service tax) の納付を怠っていた。First Vancouver Finance は、1997年11月の取引の時点でこの事実を認識しており、同社は、税務当局と、同社が Great West 社から購入した債権の購入金額のうち、2ヶ月に1度1万ドル単位で、その時点で未弁済である租税額に充当する旨の合意を取り交わした。他方で、Great West 社自身も、税務当局に対して継続的に未弁済の上記の租税債務について直接義務を負うことも確認された。その後 First Vancouver Finance によるファクタリング対象の売掛債権の買取金からの弁済が継続されたが、Great West 社は、税務当局に対して以上の租税債務について未納付の状態を継続した。

1999年2月10日、税務当局は、Great West 社が First Vancouver Finance に譲渡した債権の第三債務者である Canada Safeway 社に対して、所得税法 Income Tax Act s.224 (1.2) および Excise Tax Act (売上税法) s.317 (3)⁽¹²¹⁾に基づき債権差押命令

(Enhanced Requirement to Pay Notice) を送付した。第三債務者は、その差押命令に対して、1999年1月4日から2月17日までの間に First Vancouver Finance に譲渡された債権に関して、税務当局に総額187,444ドル66セントを支払った。第三債務者は、同様に、差押命令後の2月11日から17日までに First Vancouver Finance に譲渡された債権についても、31,086ドル43セントを税務当局に支払った。しかし、これら以外で、差押命令が公布された1999年2月10日以前の譲渡分の債権については、すでに First Vancouver Finance に支払い済みであった。なお、第三債務者が租税当局に支払いをなす以前の段階で、First Vancouver Finance は、Great West 社から購入した債権について税務当局が差し押さえて権利を主張していたことを知らなかった。

その後、First Vancouver Finance は、第三債務者が税務当局に対して支払った額について、その回復を請求する訴を提起した。

第1審 (Alberta Queen's Bench) は、売掛債権の絶対的かつ無条件の譲渡によって、譲渡された債権は譲渡人である Great West 社に帰属しなくなり、譲渡後、第三債務者は譲渡人に対して支払いの義務を負わない⁽¹²²⁾、よってそれらの債権は税務当局の差押命令の対象にならないとして、First Vancouver Finance の主張を認め、第2審 (Saskatchewan Court of Appeal) も同様の判断を下した。税務当局は、カナダ連邦最高裁に上訴した。

3 本件で税務当局が依拠した「制定法上のみなし信託」の規定が、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決以後改正された所得税法 Income Tax Act s.227 (4) および s.227 (4.1) である。

「s.227 (4) 控除された金銭を目的とする信託 本法の下で、金銭を控除ないし保持する者は、控除ないし保持されるその金銭を目的とする (本法 s.224 (1.3) によって定義さ

れる) いかなる担保権にもかかわらず、その者の財産、または、(本法 s.224 (1.3) によって定義される) 担保権者が担保の目的として保持するが、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの財産から、分離して別個に、本法の定める態様および時点で、その控除ないし保持される金銭を税務当局のために信託の目的として、保有するとみなされる。

s.227 (4.1) 信託の拡張 本法、連邦倒産法 (Bankruptcy and Insolvency Act) (ただし、同法 s.81.1 および s.81.2 の定める場合を除く)、カナダの他のいかなる制定法、州法もしくはその他の法にもかかわらず、本条(4)により、いかなる時点においても税務当局のために信託の目的で保有するとみなされ金銭が、本法の定める態様および時点で税務当局に対して支払われなかった場合、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの (本法 s.224 (1.3) によって定義される) 担保権者が保有する財産は、信託の目的として保有するとみなされるのと価値において等しい範囲で、

(a) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産が担保権の目的財産であったかどうかを問わず、税務当局のために信託の目的として、その者の財産から分離してかつ別個に保有されるとみなされ、かつ、

(b) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産がその者の財産もしくは家産 (estate) から実際に分別して保管されているかどうか、および担保権の目的となっているかどうかを問わず、その者の財産もしくは家産を構成しないとみなされる。加えて、以上の控除ないし留保された金銭は、その財産もしくはそのプロシーズを目的とする担保権にもかかわらず、かつ、その財産がそれらの担保権に優先して Receiver General に対して支払われるべきであるにもかかわらず、税務当局を受益者として所有される (beneficially owned) とみなされる⁽¹²³⁾。」

カナダ連邦最高裁の Iacobucci 判事は、詳細な法廷意見を述べて制定法上のみなし信託を優先させた。しかし、その過程で、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決の当時の Income Tax Act (所得税法) s.227 (4) および s.227 (5) の改正の経緯について詳しく言及している⁽¹²⁴⁾。その結論を理解するためには、1998年改正前の旧規定を理解する必要がある。

改正前の、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決の当時の Income Tax Act (所得税法) s.227 (4) および s.227 (5) は、以下のような規定であった。

「s.227 (4) 本法の下でいかなる額をも控除もしくは留保する者は、控除もしくは留保した金額を税務当局のために信託の目的として保有するとみなされる。

s.227 (5) 破産法 (Bankruptcy Act) のいかなる規定にもかかわらず、その者が清算 (liquidation)、譲渡 (assignment)、receivership もしくは破産した場合には、

- (a) 前条 (4) によって、税務当局のために信託の目的として保有されるとみなされるのと同額の金銭が、その者自身の固有の金銭もしくはその財団を構成する資産から実際に分離かつ独立して保管されているかどうかとは無関係に、その者の清算、譲渡、receivership、破産の財団から分別されているとみなされ、よってそれらの財団を構成しない。」

1998年の法改正によって、制定法上の信託が効力を生じるのは、債務者の「清算」の発生をきっかけとするという「引き金を引く事項」(triggering event) が削除された。また、制定法上の信託は、債務会社の従業員の給与から控除がなされた時点から効力を生じるという点が明確にされた。加えて、制定法上の信託が成立する信託財産は、単に債務者の財産だけが対象となるだけではなく、

PPSA の担保権 (浮動担保) が成立している財産についても制定法上のみなし信託が及び、みなし信託は、それら PPSA の包括的担保権にも優先する旨が規定された⁽¹²⁵⁾。すなわち、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決以後改正された所得税法 Income Tax Act s.227 (4) および s.227 (4.1) の2つの規定により、従業員からの給与からの控除金の送付が停止した瞬間から「みなし信託」が成立・作用する一方で、この信託は、控除がなされた時点に遡及して効力を生じるとされているのである⁽¹²⁶⁾。

Iacobucci 判事は、以上の経緯を前提として、本事件 (First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件) において、さらに、現行所得税法 s.227 (4) および (4.1) において、制定法上のみなし信託が効力を生じた後に債務者が取得した財産にも及ぶか、および、租税債務者が、いったん「制定法上のみなし信託」の目的財産となった財産を、信託の拘束から解放して第三者に処分し得るか、という2つの問いが残されていることを指摘した⁽¹²⁷⁾。

Iacobucci 判事は、大要、以下のように述べる。すなわち、第1の問いについては、制定法上のみなし信託が「その者 (租税債務者) が控除ないし留保をした」時点に遡及して効力を生じることから、この規定は、債務者が租税の納付債務につき不履行にある限り、債務者がその後取得した財産についても信託が及び (つまり、爾後取得財産が信託の新たな目的財産となる)、その効力が当初の控除時に遡及すると解し得る。連邦議会が選択した文言は、租税債務者が特定の時点で保有する財産にのみその信託が成立するとの解釈に矛盾する、というのである。この解釈は、当該規定が信託財産の「プロシーズ」(proceeds) という用語を用いている点からも裏付けられる、と⁽¹²⁸⁾。

以上のような、所得税法 s.227 (4) および s.227 (4.1) について連邦議会が採用したス

キームは、Iacobucci 判事によれば、租税債務者がその所得税の控除金の納付債務につき不履行に陥った際に、その債務者の一切の財産を目的とする、UCC 第9編型の立法である PPSA による浮動担保 (fixed charge=個別担保としての性質を有する) が採用される以前にカナダで用いられていた、イングランド型の浮動担保 (floating charge) に原則として類似するという。すなわち、この「制定法上のみなし信託」は、給与からの控除がなされた時点から優先を獲得し、しかも、債務不履行が継続する限り存在し続ける。けれども、その信託は、租税債務者が、信託の目的財産である売掛債権 (ファクタリングにより First Vancouver Finance に譲渡される) の売却を行う限り、いかなる特定の財産に対しても成立 (attach) しない (効力を及ぼさない)。そのようにして、債務者は信託の目的財産 (である売掛債権) を通常の営業の範囲内で処分して、そのプロセスと交換することができる⁽¹²⁹⁾。

以上の解釈は、所得税法 s.227 (4.1) が「……控除ないし留保された金銭は、その財産もしくはそのプロセスを目的とする担保権にもかかわらず、かつ、その財産がそれらの担保権に優先して Receiver General に対して支払われるべきであるにもかかわらず、税務当局を受益者として所有される (beneficially owned) とみなされる」と規定することとも合致する⁽¹³⁰⁾。信託の目的財産が売却されれば、みなし信託は当該財産に対しては作用しなくなる。しかし、債務者がその財産と交換して得た財産が代わりに信託の目的となるから、信託は消滅しない。制定法上のみなし信託は、単に、所得税の納付債務の不履行が継続する限り、いかなる時点において債務者に帰属する財産上に浮遊 (float) するのである⁽¹³¹⁾。

その結果、Iacobucci 判事は、租税債務者が、いったん「制定法上のみなし信託」の目的財産となった財産を、信託の拘束から解放して

第三者に処分し得るか、という第2の問いも、また肯定されると結論づける⁽¹³²⁾。換言すれば、第三者への通常の営業過程における有償の処分によって、制定法上のみなし信託の追及効が切断され、第三者は、その対抗を受けることなく処分された財産 (本件では売掛債権) を取得し得るのである⁽¹³³⁾。

4 Iacobucci 判事の示した「制定法上のみなし信託は (PPSA 以前の) イングランド型浮動担保に類似する」という説示は、Ziegel によってきわめて強い異議が唱えられている。すなわち、第1に、Iacobucci 判事は、本稿でも言及した Dauphin Plains Credit Union Ltd. v. Xyloid Industries Ltd. 事件判決⁽¹³⁴⁾に言及していない。同判決は、浮動担保の結晶化 (crystallization) 以前に制定法上のみなし信託が成立したことを理由に、浮動担保を劣後させた。仮に制定法上のみなし信託がイングランド型浮動担保の性質を有するなら、同じ性質を有する浮動担保が先に結晶化して個別担保に転化したと解され、結晶化を経していない「制定法上のみなし信託」は劣後したはずである⁽¹³⁵⁾。また、「制定法上のみなし信託」を浮動担保に類似するとの論理は、「浮動担保」(floating charge) と「個別担保」(fixed charge) の複雑な概念上の区別を要求することになる。最も重要であるのは、カナダではすでに UCC 第9編型の立法である PPSA が各州で採用され、浮動担保と個別担保の区別はなくなっているのだから、その比喩はもはや混乱を招くだけである、というわけである⁽¹³⁶⁾。

VI 制定法上のみなし信託と事業再生手続 (BIA・CCAA) の関係

1 以上、本稿IVおよびVにおいて詳論したように、カナダの倒産法制における「制定法上のみなし信託」の取扱いをめぐっては、1980年代初頭から数多くの裁判例によって争われ、法改正が幾度となく行われてき

た。現在では、連邦法によって規律される所得税法等の制定法上の信託を除き、原則として、Bankruptcy and Insolvency Act (以下、BIA と略称する) および Companies' Creditors Arrangement Act (以下、CCAA と略称する) において、手続開始後は制定法上の信託の効力が失われることが規定上明らかにになっている⁽¹³⁷⁾。

しかしながら、法改正を経てもなお、明文の規定に反する解釈を採る裁判例も存在し⁽¹³⁸⁾、ごく最近、カナダ連邦最高裁によって解釈の統一が図られるに至った⁽¹³⁹⁾。にもかかわらず、2011年に至り、オンタリオ州控訴裁判所は、連邦最高裁の判断に抵触する判決を下しているのである⁽¹⁴⁰⁾。

そこで、以下では、「制定法上のみなし信託」について、特に BIA および CCAA の事業再生手続に関する裁判例を中心に検討することにする。

2 まず、1992年改正連邦倒産法 BIA (Bankruptcy and Insolvency Act) s.67 (2) および (3)⁽¹⁴¹⁾ は以下のように規定する。

「s.67 (2) みなし信託 (Deemed trusts)
税務当局のために財産につき信託の目的として保有するとみなすとの効果を定める、連邦もしくは州の立法のいかなる規定にもかかわらず、債務者会社の財産は、本条 (1) (a) に照らして⁽¹⁴²⁾ 税務当局のために信託のために保有するとはみなされない。ただし、制定法の規定がない場合にそのようにみなす場合を除く。」

「(3) 例外 本条 (2) は、所得税法 (Income Tax Act) s.227 (4) および同条 (4.1)、カナダ年金計画法 (Canada Pension Plan) s.23 (3) および同条 (4)、雇用保険法 (Employment Insurance Act) s.86 (2) および同条 (2.1) (本項において個々の規定を「連邦法の規定」という) の下で信託のために保有されるとみなされる場合、および、次に定める場合に、州法の下で控除ないし留保される金銭について

州が有する権利に基づき、税務当局に送金することを唯一の目的として制定法上のみなし信託を創設する、いかなる法の下で信託のために保有される金銭については、適用されない。

その州法とは、(a) 当該州法が、所得税法の下で課される租税に性質上類似する租税を課し、かつ、州法により控除ないし留保される金銭が、所得税法 s.227 (4) および (4.1) において言及されるのと同様の性質を有する場合、または、(b) 州が、カナダ年金計画法 s.3 (1) の定義する「包括的な年金計画を提供する」州であって、州法が、同条同項の定義する意味での「州の年金計画」を創設し、当該州法の下で控除ないし留保される金銭が、カナダ年金計画法 s.23 (3) において言及されるのと同様の性質を有する場合であり、

さらに、本項の目的に照らして、みなし信託を創設する州法のいかなる規定も、いかなる『カナダの法』(Act of Canada) もしくは州法その他のいかなる法にもかかわらず、他の債権者(担保権者を除く)に対して、連邦法の対応する規定と同様の効果と適用範囲を有するものとみなす。」

同趣旨の規定は、1997年改正 CCAA (Companies' Creditors Arrangements Act) s.18.3(1) および(2) が以下のように規定する。

「s.18 (1) みなし信託 本条 (3) の場合を除き、税務当局のために財産につき信託の目的として保有するとみなすとの効果を定める、連邦もしくは州の立法のいかなる規定にもかかわらず、債務者会社の財産は、(本法の手続開始後は) 税務当局のために信託のために保有するとはみなされない。ただし、制定法の規定がない場合にそのようにみなす場合を除く。

(2) 例外 本条 (1) は、所得税法 (Income Tax Act) s.227 (4) および同条 (4.1)、カナダ年金計画法 (Canada Pension

Plan) s.23 (3) および同条 (4)、雇用保険法(Employment Insurance Act)s.86 (2) および同条 (2.1) (本項において個々の規定を「連邦法の規定」という) の下で信託のために保有されるとみなされる場合、および、次に定める場合に、州法の下で控除ないし留保される金銭について州が有する権利に基づき、税務当局に送金することを唯一の目的として制定法上のみなし信託を創設する、いかなる法の下で信託のために保有される金銭については、適用されない。

その州法とは、(a) 当該州法が、所得税法の下で課される租税に性質上類似する租税を課し、かつ、州法により控除ないし留保される金銭が、所得税法 s.227 (4) および (4.1) において言及されるのと同様の性質を有する場合、または、(b) 州が、カナダ年金計画法 s.3 (1) の定義する「包括的な年金計画を提供する」州であって、州法が、同条同項の定義する意味での「州の年金計画」を創設し、当該州法の下で控除ないし留保される金銭が、カナダ年金計画法 s.23 (3) において言及されるのと同様の性質を有する場合であり、

さらに、本項の目的に照らして、みなし信託を創設する州法のいかなる規定も、いかなる『カナダの法』(Act of Canada) もしくは州法その他のいかなる法にもかかわらず、他の債権者(担保権者を除く)に対して、連邦法の対応する規定と同様の効果と適用範囲を有するものとみなす。」

本条は、CCAA の2007年改正・2009年施行の現行法では、s.37 (1) ⁽¹⁴³⁾が同内容を規定している。

3 上記のBIA およびCCAA の各規定は、British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd 事件判決⁽¹⁴⁴⁾の示した「倒産手続開始後

は、制定法上のみなし信託は効力を失う」とのルールを明文化したものであり、また、所得税法 (Income Tax Act) s.227 (4) および同条 (4.1)、カナダ年金計画法 (Canada Pension Plan) s.23 (3) および同条 (4)、雇用保険法 (Employment Insurance Act) s.86 (2) および同条 (2.1) がその例外を定めていることは、既に First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決で取り上げたところである。

ここで、叙述の便宜上、繰り返しになるが、所得税法 Income Tax Act s.227 (4) および s.227 (4.1) を再掲しておこう。

「s.227 (4) 控除された金銭を目的とする信託 本法の下で、金銭を控除ないし保持する者は、控除ないし保持されるその金銭を目的とする(本法 s.224 (1.3) によって定義される) いかなる担保権にもかかわらず、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの(本法 s.224 (1.3) によって定義される) 担保権者が保有する財産にから分離して別個に、本法の定める態様および時点で、その控除ないし保持される金銭を税務当局のために信託の目的として、保有するとみなされる。

s.227 (4.1) 信託の拡張 (Extension of trusts) 本法、連邦倒産法 (Bankruptcy and Insolvency Act) (ただし、同法 s.81.1 および s.81.2 の定める場合を除く)、カナダの他のいかなる制定法、州法もしくはその他の法にもかかわらず、本条 (4) により、本法が定める態様と時点で税務当局に対して支払われるべき金銭を、そのために信託の目的で保有するとみなされる者は、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの(本法 s.224 (1.3) によって定義される) 担保権者が保有する財産、および、信託の目的として保有するとみなされるのと価値において等しい範囲で、

(a) その者が金銭を控除ないし留保を行っ

た時点から、当該財産が担保権の目的財産であったかどうかを問わず、税務当局のために信託の目的として、その者の財産から分離してかつ別個に保有されるとみなされ、かつ、

(b) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産がその者の財産もしくは家産 (estate) から実際に分別して保管されているかどうか、および担保権の目的となっているかどうかを問わず、その者の財産もしくは家産を構成しないとみなされる。

加えて、以上の控除ないし留保された金銭は、その財産もしくはそのプロセスを目的とする担保権にもかかわらず、かつ、その財産がそれらの担保権に優先して Receiver General に対して支払われるべきであるにもかかわらず、税務当局を受益者として所有される (beneficially owned) とみなされる⁽¹⁴⁵⁾。]

ただし、所得税法 s.227 (4.1) は、同条が「倒産手続ではみなし信託は効力を有しない」というルールの特例をなすにもかかわらず、その例外的ルールが適用される手続に BIA のみを挙げ、CCAA を明示していない点に注意を要する。

4 ところで、所得税法等と同様に連邦法に属する「消費税法」(Excise Tax Act) s.222 (1)、(1.1) および (3)⁽¹⁴⁶⁾ は、所得税法 s.227 (4) および (4.1) と同趣旨を、以下のように定めている。

「s.222 (1) 取り立てられた金銭を目的とする (みなし) 信託 本条 (1.1) の場合を除き、本法第 2 節 (Division II) の下で租税としてまたは租税のために金銭を取り立てる者は、取り立てた金銭を一切の目的に照らして、かつ、(その金銭上の) いかなる担保権にもかかわらず、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの担保権者が保有する財産から分別して、税務当局のために、その資金が収入役 (Receiver General) に対して送金されるま

で、保有するものとみなす。

(1.1) 破産前に取り立てられた金銭 本条 (1) は、(連邦倒産法 (BIA) の意味の範囲内において) 当該債務者に破産が生じた時点または以降は、本法第 2 節 (Division II) の下で租税としてまたは租税のために、破産の発生時に、取り立てられたもしくは取立可能であったいかなる金銭には、適用されない。

(3) 信託の拡張 (Extension of trusts) 本法の他のいかなる規定 (ただし本条 (4) を除く)、他のいかなるカナダの法 (連邦法) (ただし連邦倒産法を除く)、州のいかなる制定法その他の法にもかかわらず、本条 (1) により、本編が定める態様と時点で税務当局に対して支払われるべき金銭が、信託の目的で保有するとみなされる場合、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの、担保権者が保有する財産は、信託の目的として保有するとみなされるのと価値において等しい範囲で、

(a) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産が担保権の目的財産であったかどうかを問わず、税務当局のために信託の目的として、その者の財産から分離してかつ別個に保有されるとみなされ、かつ、

(b) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産がその者の財産もしくは家産 (estate) から実際に分別して保管されているかどうか、および担保権の目的となっているかどうかを問わず、その者の財産もしくは家産を構成しないとみなされる。

加えて、以上の控除ないし留保された金銭は、その財産もしくはそのプロセスを目的とする担保権にもかかわらず、かつ、その財産がそれらの担保権に優先して Receiver General に対して支払われるべきであるにもかかわらず、税務当局を受益者として所有される (beneficially owned) とみなされる。]

一見して、消費税法 s.222 (1)、(1.1) および (3) が、所得税法 s.227 (4) および (4.1) と同内容の規定であることは明らかであろう。けれども、所得税法 s.227 (4) および (4.1) の下では、BIA s.67 (3) および CCAA s.18 (3) (現行法では s.37 (2)) の各規定により、倒産手続開始後も、所得税法によるみなし信託が効力を失わないことが明文で明らかであるのに対し、消費税法 s.222 (1)、(1.1) および (3) は、同法によるみなし信託が BIA・CCAA の以上の適用除外規定に言及していない。よって、素直に読む限り、消費税法 (Excise Tax Act) によるみなし信託は、所得税法等と異なり、BIA・CCAA 双方の手続では無担保の一般債権として扱われるはずである⁽¹⁴⁷⁾。

もっとも、消費税法 s.222 (3) は「連邦倒産法の定める場合を除き」と規定しているから、BIA による事業再生手続と異なり、CCAA の事業再生手続下では、そのみなし信託の効力が失われないとの解釈をする余地が生じる。この解釈が認められるならば、いったん CCAA による事業再生手続が申し立てられ、担保権の実行停止が命じられた後 (staying order)、再建案 (proposal) に不満を持つ担保権者等は、連邦法である消費税法 (Excise Tax Act) に関する制定法上のみなし信託を無効とするため、改めて債務者につき BIA による破産手続への移行を申し立てる道を選択する (forum shopping) ことが可能になる。

5 Re Ottawa Senators Hockey Club Corp 事件判決⁽¹⁴⁸⁾ は、まさに以上の「法の欠缺」が問題とされた事案である。同事件は、オタワ市のプロアイスホッケーチームの CCAA による事業再生をめぐって、PPSA の担保権を有する銀行と、消費税法の下で「物品・サービス税」(goods and services tax) を取立てた税務当局との間で、上記の問題が争われ、原審は、税務当局は銀行に劣後するとの判断を示した⁽¹⁴⁹⁾。オンタリオ

州控訴裁判所 (Ontario Court of Appeal) の MacPherson 判事は、「特別法は一般法に優越する」との法格言 (generalia specialibus non derogant) を引用して、次のようにいう。すなわち、「BIA と CCAA は、密接に関連する連邦法である。私は、連邦議会が、BIA が特に例外であると認識し、しかし、偶然にも、CCAA があり得べき第 2 の例外であることを看過したとは考えられない。CCAA が消費税法 s.222 (3) を省略したということは、考慮した上での省略であったことはほとんど間違いない⁽¹⁵⁰⁾。」CCAA は、1997年改正 CCAA s.18.3 (1)・(2) および消費税法 s.222 (1) および (3) より時間的に早期に制定され (消費税法の規定の改正は2000年)、かつその文言は消費税法の規定より一般的である。よって、より特定された後の立法の規定は、先行する一般的な規定を黙示的に改廃するというルール (implied repeal)⁽¹⁵¹⁾ が適用される、として、MacPherson 判事は原審の判断を維持し、消費税法による制定法上のみなし信託は担保権者に優先するとした⁽¹⁵²⁾。

しかしながら、後の Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.⁽¹⁵³⁾ 事件判決において、カナダ連邦最高裁は、Re Ottawa Senators Hockey Club Corp 事件判決の以上の結論を、明確に否定するに至ったのである。

事案は、ほぼ Re Ottawa Senators Hockey Club Corp 事件判決に一致する。債務者 Ted LeRoy Trucking Ltd. は、ブリティッシュ・コロンビアにおいて、木材の製造・運搬・加工等を行っていた会社であった。同社は、2007年12月13日に CCAA による手続開始を申し立て、裁判所 (Supreme Court of British Columbia) は、金融上の困難を緩和するために担保権の実行等の停止を発令し (staying order)、その命令によって授權されたように、再生債務者 (DIP) となった同社に対し、余分な資産の売却を命じた (債務者は事業のダウンサイジングを意図していた)。2008年4月29日、余分な資産の売却益約500

万ドル余を、債務者にとって主要な担保権者（PPSA による包括的担保権＝浮動担保を有する）である Century Services Ltd 社に対して、その担保付債務を縮減するために支払う旨の命令が下された⁽¹⁵⁴⁾。

しかし、税務当局は、債務者が未払い・未送金であった物品・サービス税について、CCAA による手続の下でも制定法上のみなし信託が有効であると主張した。Century Service 社はこれに異議を唱え、税務当局の消費税法によるみなし信託は、CCAA の手続では無効であると主張した。債務者は、未払いの物品・サービス税と同額についてこれを留保し、モニター(monitor)と呼ばれる管理者⁽¹⁵⁵⁾(PricewaterhouseCoopers Inc.) の管理する信託口座(trust account)に、事業再生の結果が判明するまで分別して管理することを提案した。裁判所はこの提案を承認し、結果として305,000ドル余が預託された。その後、2008年9月3日に至り、裁判所は、事業の再建が困難であるとの判断から、CCAA から BIA の破産手続への移行を決定した。税務当局が、信託口座の預託金の支払いを請求したところ、裁判所は、CCAA の下で維持していた税務当局の優先は、BIA の破産手続では失われるとして、この主張を拒絶した⁽¹⁵⁶⁾。

けれども、オンタリオ州控訴裁判所(Ontario Court of Appeal)は、第1審の判断を破棄して、税務当局を勝訴させた。控訴裁判所は、消費税法による制定法上のみなし信託は担保権者に優先するとした、Re Ottawa Senators Hockey Club Corp 事件判決に依拠して、以下のようにいう。すなわち、「もはや再建が不可能になれば、税務当局の請求を停止することは CCAA の目的に合致せず、税務当局に対して支払を認める消費税法の優先のスキームに裁判所は拘束される」と⁽¹⁵⁷⁾。

上訴審において、カナダ連邦最高裁の Deschamps 判事は、「制定法上の文言のレベルで抵触が存在するとしても、連邦議会の

意図を目的的かつ文脈に沿って分析すれば、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決に伴って、2000年に消費税法(Excise Tax Act)が改正されたとき、CCAA の下で物品・サービス税の請求に基づく税務当局のみなし信託の優先を、連邦議会は意図し得なかったという結論に至る」と述べて⁽¹⁵⁸⁾、原審およびその依拠する Re Ottawa Senators Hockey Club Corp 事件判決を、以下のように批判する。

まず、「CCAA と BIA の規定は、税の控除(source deductions)に関してのみ、制定法上のみなし信託と税務当局の請求を維持するに際して一致する。しかし、CCAA または BIA の下で優先的な取り扱いを受けるという結論を支える、明示の制定法上の根拠はない。これら2つの倒産法の制定法の下で、物品・サービス税を例外として切り出すという明確かつ明白な文言は存在しない⁽¹⁵⁹⁾。」「債権者の請求が、BIA の下での清算(liquidation)によってよりよく保護されるなら、債権者のインセンティブは、CCAA による手続を回避し、事業再生が失敗に終わるというリスクを避けることに、圧倒的に傾くであろう。」「もし Re Ottawa Senators Hockey Club Corp. 事件判決に従うとすれば、物品・サービス税に対する税務当局の請求が、債務者の事業再生が CCAA か BIA のどちらの手続で行われるかによって異なる結果を生じる。この結果の不均衡(anomaly)は、より柔軟でかつ使いやすい CCAA による事業再生の選択肢を再生会社から奪うことになる⁽¹⁶⁰⁾」と。

Re Ottawa Senators Hockey Club Corp. 事件判決等、CCAA による債務者の事業再生手続を管轄してきた裁判所は、同法に基づき実務上形成してきた「固有の管轄」(inherent jurisdiction)の法理の一環として、CCAA においては、制定法上のみなし信託の効力は失われないと解することを倒産裁判所の有する広範な裁量権限の範囲内⁽¹⁶¹⁾で

検討してきたのであろう。連邦最高裁において反対意見を述べた Abella 判事は、原審であるオンタリオ州控訴裁判所の判断を支持するから、この立場に立つ⁽¹⁶²⁾。けれども、Deschapman 判事の法廷意見は、この方向性を完全に否定したものと見えよう⁽¹⁶³⁾。

6 以上のように、「制定法上のみなし信託」の効力は、倒産手続 (BIA および CCAA) 開始の前後によって、著しく異なっている。しかしながら、近時、CCAA による事業再生手続において、特に事業再生下にある企業の従業員および退職した元従業員のための年金計画 (Pension Plan) に関する制定法上のみなし信託について、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決⁽¹⁶⁴⁾とは異なる傾向の判決が現れ、議論を呼んでいる。Re Indalex Ltd. 事件判決⁽¹⁶⁵⁾である。

同事件の経過は、以下の通りである⁽¹⁶⁶⁾。アルミの精錬等を業とする Indalex 社は、アメリカの親会社がアメリカ連邦倒産法第11章の再生手続を申請したのに合わせて、2009年4月3日、CCAA による保護を求めて提訴し、オンタリオ上級裁判所 (superior court) は当初の保護命令を下した。債権者らとのその後の交渉を経て、裁判所は、2009年4月3日、同社をして DIP ファイナンスを得ることを許可し、これに伴い、DIP ファイナンスを行う融資者のために、制定法上の又はその他による、一切の担保権、信託、リーエン、負担 (charge) に優先する「最優先の地位の担保」(super-priority charge) を与えることを決定した。「最優先の地位の担保」とは、CCAA を管轄する裁判所によって倒産実務上承認されてきた法理であり、2007年改正・2009年施行の現行法の CCAA においては、裁判所の裁量権が明文化されている⁽¹⁶⁷⁾。

しかし、事業の再構築は功を奏せず、債務者 Indalex 社は、2009年7月20日、継続企業 (going concern) として会社の資産を売却する旨の命令を管轄裁判所から得た。この救済

(remedy) に加えて、DIP ファイナンスの融資者 (DIP lender) に対して、その売却益から配当をなすことの権限が与えられた。他方で、債務者 Indalex 社は、CCAA の手続の開始時に、既登録の2つの「信託基金」(pension fund) について、その提供者でありかつ管理者 (administrator) の立場にあり、また分配を行う役割を担っていた。2つの「信託基金」は、その一方が、既存の従業員の退職後の生活保障がその目的である基金 (Salaried Plan) と、もう一方が、退職後の元役員向けの信託基金 (Executive Plan) であった。

CCAA による事業再生手続の開始時から、年金の受益者の代理人として全国鉄鋼労働者組合 (United Steelworkers) が手続に参加し、資産の売却益 (プロシーズ) から、2つの年金基金の欠損額 (deficiency) の補填を求め、そのプロシーズを別個分別管理しておくことを要求した。組合のその主張は、オンタリオ年金受益法 (Pension Benefits Act) s.54 (後掲) に基づくものであった。その申立てに対して、オンタリオ州上級裁判所は、資産の売却益6,750,000ドルを優劣が決定されるまで分別管理する措置を命じた。

2009年7月31日、資産の売却は終了し、DIP ファイナンスの融資のうち1,075万アメリカドルがなお未弁済で残り、同債務の保証人であった親会社の Indalex U.S. 社が DIP 融資者に対して残債務を弁済し、融資者の CCAA による「最優先の地位の担保」(super priority charge) に代位 (subrogate) することとなった。

2009年8月28日、Indalex 社の従業員代表により、分別管理されている資金につき、オンタリオ年金受益法による「制定法上のみなし信託」が成立し、そのみなし信託が Indalex U.S. 社の「最優先の地位」に優越することの確認を求める訴えが提起された。同時に、Indalex 社は、従業員代表の請求に対抗するため、CCAA から BIA による破産手続 (assignment in bankruptcy) に移行するこ

とを裁判所に申し立てた。この申立てが認められるなら、従業員代表による年金受益法上のみなし信託は効力を失うことになる。オンタリオ上級裁判所は、従業員代表の主張を棄却、従業員代表は、オンタリオ州控訴裁判所に上訴した。

7 オンタリオ年金受益法⁽¹⁶⁸⁾s.57 (1) - (4) は、以下のように規定する。

「s.57 (1) 信託財産 使用者が、年金基金に、年金計画に基づき従業員の保険料を支払う旨の合意に基づき、使用者が従業員から金銭を受領する場合、使用者は、年金基金に金銭を支払うまで、被用者のために、当該金銭を信託の目的として保有するものとみなす。

s.57 (2) 留保される金銭 (Money withheld) 使用者が保持する金銭は、本条(1)の目的に照らして、従業員に対して支払われるべき金銭からの控除(天引)でなされるかどうかを問わず、使用者が従業員から受領するものとみなされる。

s.57 (3) 期限の到来した保険料 (Accrued contribution) 年金基金の保険料を支払う義務を負う使用者は、使用者が支払う期限が到来しているが未だ支払っていないのと等しい額を、年金計画の受益者のために信託の目的で保有するものとみなされる。

s.57 (4) 清算 (Wind up) 年金計画が全体としてもしくは部分的に清算される場合、年金基金の保険料を支払う義務を負う使用者は、清算の時点で発生しているが未だ年金計画に対して期限が到来していない、使用者の支払うべき保険料と同額の金銭について、年金計画の受益者のために信託の目的で保有するものとみなされる。」

オンタリオ州控訴裁判所は、結論として、既存の裁判例⁽¹⁶⁹⁾と異なり s.57 (4) の解釈として「全ての保険料の支払債務は、清算時に生じていた」と述べて、結果として、年金基

金の欠損額全額が上記 s.57 (4) のみなし信託によってカバーされるとの判断を下した⁽¹⁷⁰⁾。また、オンタリオ州 PPSA s.30 (7) が「売掛債権、棚卸資産 (inventory) およびそのプロセス上の担保権は、雇用基準法 (Employment Standards Act) もしくは年金計画法に基づき生じるみなし信託 (deemed trust) の受益者の権利に劣後する」と定めることに依拠し、かつ、「最優先の地位の担保」(super priority charge) を認めなかったとしても、本件では CCAA の法の目的(事業再生の容易化)には反しない。なぜなら Indalex 社は、担保権の実行等の停止により一息ついたものの、当初から事業の再生の見込みはなく、事業そのものを売却するために CCAA の手続を利用しているのだから、法のその目的を尊重する必要がないからである」として、制定法上の信託の対象である従業員(受益者)の年金を保護した⁽¹⁷¹⁾。

加えて、DIP 債務者である Indalex 社は、年金計画の欠損を放置しながら他方で CCAA の手続を申請し、DIP ファイナンスを得て債権者に対する弁済を行おうとした。債務者は、一面で年金計画の管理者 (administrator) であり、他方で、同時に CCAA において再生計画上の債務者 (DIP) でもある。DIP ファイナンスを得て行った債権者に対する弁済は、利益相反 (conflict of interest) 行為として、少なくとも年金計画についてのみなし信託の受益者に対する、管理者としての信託義務 (fiduciary duty) 違反を生じる⁽¹⁷²⁾。本件では、その救済のためには、分別されていた売却益について擬制信託 (constructive trust) を成立させるべき⁽¹⁷³⁾として、事実上、DIP 債権者に与えられていた「最優先の地位」以上の優先を年金の権利者である従業員に認めたのである。

8 ところで、本稿で既に取り上げた裁判例との関係では、特に CCAA による事業再生手続においては、みなし信託の効力は失われるとした、Re Ted LeRoy Trucking

(Century Services) Ltd. 事件判決⁽¹⁷⁴⁾の Deschapman 判事の説示と、本判決の以上の判断との関係が問題となろう。この点について、オンタリオ州控訴裁判所の E.E. Gilless 判事は、以下の点が、本判決が Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決と区別されるという。すなわち、まず第1に、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決では、債務者は最終的に CCAA から BIA による破産手続へ移行し、債務者会社の資産をばらばらに清算していくという方向性が不可避の事案であった。これに対し、本件の事案は、債務者の事業はその従業員も含めて営業譲渡され、別の事業体として営業の継続が可能である。つまり、本件は、CCAA 下の事業再生が失敗したから BIA の破産手続へ移行することが不可避の事案ではない⁽¹⁷⁵⁾。第2に、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決において、法廷意見を述べた Deschapman 判事は、同判決の事案が CCAA による事業再生手続が功を奏しなかった事案であることを強調するが、本件ではその手続自体は事業の売却によって成功しており、この点でも本件は、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決の事案と区別され得る⁽¹⁷⁶⁾。

さらに、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決は、消費税法 (Excise Tax Act) s.222 (3) による連邦法上のみなし信託と、CCAA の手続下でみなし信託の効力を否定する CCAAs.18.3 (1) (2007年改正・2009年現行法では s.37) の事案であって、2つの規定の一方のみが優先するという解釈が必要であった。これに対し、本件では、年金受益法 (Pension Benefit Act) のみなし信託が、CCAA の手続内においてその適用が排除されることを示す規定は、CCAA 中には見当たらず、「連邦法優越の原則」(paramountcy) の適用の余地がない⁽¹⁷⁷⁾。

本件では、仮に CCAA の手続きを管轄す

る裁判官が、年金受益法上のみなし信託を同手続で承認することが CCAA の法目的 (事業再生) を危殆化し、連邦法の優越の原則 (paramountcy) が適用されると認定すれば、裁判官は自由に、みなし信託に対して優先する「最優先の地位の付与」を認める権限を有する。この手法は、より柔軟で、事業再生における様々な利害関係人の利益をよりよく認識する能力を裁判官に与える。この能力は、債務者と従業員を含む債権者にも及ぼすことができる。まして、本件では、DIP 債権者は弁済を受け、従業員の年金受給の利益と衝突するのは、DIP 債権者に代位した親会社の Indalex U.S. である。従業員たちは、CCAA による事業再生手続下で、債務者会社の行う DIP ファイナンスによる再生において、Indalex 社が事前に通知しなかったため、事業の売却を含む交渉に参画する術を持たなかった。他方、再生債務者である Indalex 社は、年金基金の管理者 (administrator) としての責任を履行せず、年金基金の欠損に気がつきながらその補填さえ行わなかった。同社は、裁判所に対して、制定法上のみなし信託の要件を遵守することを意図すると言明しながら、その一方で信認義務に違反していた。本件で、年金受益法のみなし信託を CCAA で承認しないことは、信認義務に違背した者に、その義務の遵守によって利益を得るはずの者 (従業員) の損失において利益を与えることになる。よって、担保権者と従業員の間 equity を比較すれば、後者にこそ equity がある、と⁽¹⁷⁸⁾。

もっとも、本判決の扱った CCAA の条文は、明文の規定で DIP ファイナンスの融資者に対して「最優先順位の地位の付与」を認める、2007年改正・2009年施行の現行法ではなかった⁽¹⁷⁹⁾。現行法 CCAA s.11 (2) は、明文の規定でそのような「最優先順位の地位の付与」のスキームを採用しているが、その「最優先順位の地位」が優越する s.11(2) の「担保権者」(secured creditor) には、制定法上

のみなし信託を含む。けれども、DIP 融資者に対して実際に「最優先順位の地位」を付与する際に、優先される「担保権者」に制定法上ののみなし信託を含めるかどうかは、なお倒産事件を管轄する裁判所の裁量 (discretion) の範囲内にある、という分析も存在するのである⁽¹⁸⁰⁾。そのような解釈からは、Re Indalex 事件判決の結論は、現行法 CCAA の下における「最優先順位の地位の付与」の関する一つの基準を示しているとの評価がなされることになる⁽¹⁸¹⁾。

そのような基準の定立を含めて、Re Indalex 事件判決は、事業再生を試みる倒産債務者に対して DIP ファイナンスを行おうとする融資者にとっては、融資後に認定される事実や、その後の擬制信託の成立の有無等、ケース・バイ・ケースによる判断によって自己の最優先の地位が脅かされるという困難をもたらす⁽¹⁸²⁾。すなわち、以上の結論は、CCAA による事業再生手続の下で DIP ファイナンスを得る債務者は、DIP ファイナンスにより得た新たな資金で年金の受給権利者にまず最優先でその義務を履行せよ、というに等しい⁽¹⁸³⁾。そのような判断は、CCAA による事業再生手続を著しく危殆化するものとして、倒産実務家から多数の厳しい批判を招いている⁽¹⁸⁴⁾。換言すれば、DIP ファイナンスを行う融資者は、融資を行わないインセンティブを与えられ、結果として再生を試みる債務者は CCAA による事業再生から BIA による破産手続への移行を選択し、かえって従業員の雇傭の喪失や、当該債務者会社と取引を継続する商品供給者の損失を生じるだけであって、カナダにおける伝統的な ABL (asset-based lending) にも多大な影響を及ぼし得る、というのである⁽¹⁸⁵⁾。

Ⅶ 結 語

1 以上、本稿では、主としてカナダ法における「制定法上ののみなし信託」(statutory

deemed trust) について、その概要を検討してきた。とりわけ、のみなし信託の効力が、倒産手続において維持されるかどうかについて大きく争われ、カナダ連邦最高裁の複数の判決と倒産法 (BIA および CCAA) の明文の規定によって、原則として倒産手続開始後にその効力が否定されることが明確になった現在においてさえ、なお州レベルでは、CCAA の管轄による裁判所の裁量権 (inherent jurisdiction) との関係で、効力を維持しようとする動きが見られるのである。

では、カナダの倒産実務家 (insolvency lawyer) は、制定法上ののみなし信託をどのように捉えているのか。筆者は、2012年2月下旬、本研究のためにカナダ・トロントにおいて、本稿でも Re Indalex Ltd. 事件判決につき case comment を公表している Robin Schwill 氏、および、彼の同僚であり⁽¹⁸⁶⁾同時に Osgoode Hall Law School of York University で倒産法を教える Stephanie Ben-Ishai 氏にインタビュー調査を行った⁽¹⁸⁷⁾。

彼らは、「制定法上ののみなし信託」について、大要、以下のように述べていた。すなわち、「PPSA (Personal Property Security Act) は州法だが、Federal Tax Legislation は連邦法である。Income Tax を含めて、カナダの租税法体系は、self reporting system (自己申告制の原則?) を採用している。被用者の所得税については、使用者が給与から控除 (deduct) して納税することを基本として、国が、使用者によるある種の代理徴収を信頼して成り立っているシステムである。同様の徴収システムは、Canada Pension Plan (国民年金基金) と Employee Insurance Act (失業保険) でも採用されている。

のみなし信託 (deemed trust) は、その名称の付け方自体が misnomer (誤った用語法) であって、信託としての性質を本来有するものではない。PPSA の担保権を保有する lender の担保目的財産に対しても、債務者の滞納する租税の支払いを、既存の担保権者

にさえ国が優越して徴収するための立法技術に過ぎない」、と。

2 要するに、「みなし信託」は、信託(trust)という名称を使っているものの、それは真の信託(通常信託)そのものとは似て非なるものである、というのが実態のようである。しかしながら、British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決において、カナダ連邦最高裁が述べたように、「信託」の名称を有する以上、信託の一般法理の適用があるからこそ、Re Indalex Ltd. 事件判決では、CCAAによる事業再生手続において、stake holderである被用者の保護のために擬制信託が課せられることとなった。この点について、Schwill氏らは、次のようにインタビューで主張していた。すなわち、「同判決が、constructive trustの4つの要件の充足⁽¹⁸⁸⁾を認めたことは、再生債務者である倒産債務者がbad faithに行動したことを意味する。(Robin Schwill氏のよう) insolvency lawyerの立場からは、CCAAの裁判所の命令および手続の指示に対するreliability = 実務家からの信頼性が揺らいでしまうことが、最もこの判決で問題とされるべき点である。裁判所の指示通りに行動したのに、担保権者も含めてbad faithであるのだから、債務者の混和した賃金や年金の保険料を保護するために、担保目的財産上であってもconstructive trust(擬制信託)が成立するという判断は、今後、倒産実務の予測可能性を著しく低下させ、裁判所の倒産手続指揮への信頼を低下させた。カナダ連邦最高裁は、この点を考慮してオンタリオCourt of Appeal(控訴院)の判決をoverrule(破棄)すべきである」、と。

3 その後、カナダ連邦最高裁は、結局Re Indalex Ltd. 事件判決の上訴を受理する決定を行い⁽¹⁸⁹⁾、2013年2月1日に、Re Indalex 事件判決について最高裁としての判断を下した⁽¹⁹⁰⁾。判決自体も非常に長文であり、カナダの倒産実務に大きな影響を与えることが予

想される。今後、多くのケースコメントが登場することも予想され、この最高裁判決自体の検討は別の機会に譲ることとし、最後にその判断の要旨をまとめておく⁽¹⁹¹⁾。

(1) 制定法上のみなし信託の範囲

最高裁は、オンタリオ年金受益法により創設されるみなし信託が、年金計画の清算に基づき生じる欠損額を補填する管理者の義務に及ぶことを認めた(4対3の僅差)。すなわち、みなし信託は、使用者の通常の保険料のコストおよび清算前の使用者の特別保険料だけでなく、清算時の欠損額全額をカバーする(結論として、原審のオンタリオ州控訴裁判所の判断を是認)。このみなし信託は、年金基金が清算される場合を除き、またその清算時まで発生しない。

(2) DIP 融資者の「最優先の地位の担保」(super priority charge)

CCAAの手続を管轄する裁判所は、年金受益法によって創設されたみなし信託に優越する「最優先地位の担保」をDIP融資者に付与する権限を有する(最高裁判事7人全員一致の法廷意見、結論として原審の判断を破棄)。連邦法であるCCAAの規定と、州法である年金受益法およびPPSAの規定が抵触する限度で、連邦法であるCCAAに基づく「最優先地位の担保」を付与する命令は、「連邦法優越の原則」(doctrine of federal paramountcy)により州法に優先する。他方で、Bankruptcy and Insolvency Act (BIA)による清算手続である破産手続外において、オンタリオ州PPSAは、制定法上のみなし信託が、在庫品・売掛債権を目的とする債務者会社が設定した担保権に優先する旨を規定する。同様に、破産手続外では、みなし信託は、無担保の一般債権者に対しても優先する。よって、みなし信託は、CCAAによる再生手続内ではDIP融資者の「最優先地位の担保」に劣後するが、それ以外の局面では、これ以外の担保権者・無担保の一般債権者に優

先する。

(3) 信認義務の範囲

InDalex 社の、DIP 債務者としての役割と、年金の管理者としての利益相反が生じるに際して、その抵触は、年金計画の受益者に対する信認義務違反を回避するような態様で提示されなければならない（最高裁判事7名全員一致の法廷意見）。CCAA の手続の開始自体が信認義務違反を招来したわけではなく、同社は、年金の受給者（受益者）に DIP 融資者の「最優先地位の担保」が優先する旨を、CCAA の手続開始時の審尋において受益者に通知しなかったことによって、受益者（年金の受給者）に対する信認義務に違反した（通知さえしていれば義務違反は回避できた）。

(4) 擬制信託

年金の受給者（受益者）をして DIP 融資者の「最優先地位の担保」に対する優先を与えるために Indalex 社の資産に擬制信託を賦課するのは、Indalex 社の信認義務違反に対する救済として適切ではない（5対2の多数意見）。すなわち、信託違反により同社が不適切に取得した資産がないからである。

（こやま やすし）

【注】

- (1) Income Tax Act, S.C. 1970-71-72, c.63, s.227.
- (2) 小山泰史『流動財産担保論』（成文堂・2009年）177-226頁（第5章の箇所＝初出・立命館法学284号（2002年）1-69頁）特に192頁以下。
- (3) 小山・前出注（2）参照。
- (4) Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. (1997), 143 D.L.R. (4th) 385, [1997] 1 S.C.R. 41 (S.C.C.). 同判決につき、小山・前出注（2）205-215頁を参照。
- (5) Janis Sarra, CREDITOR RIGHTS AND THE PUBLIC INTEREST, RESTRUCTURING INSOLVENT CORPORATIONS (University Toronto Press Inc., 2003), 17-24.
- (6) 以下の叙述のうち、特に Bankruptcy and Insolvency Act (BIA) に関する記述については、藤本利一「Bankruptcy, Insolvency」中島弘雅＝田頭章一編『英米倒産法キーワード』（弘文堂・2003年）9-11頁によるところが大きい。
- (7) イングランド法の receivership につき、中島弘雅＝倉部真由美「Receivership」中島弘雅＝田頭章一編『英米倒産法キーワード』（弘文堂・2003年）55頁以下を参照。
- (8) Roderick J. Wood, BANKRUPTCY AND INSOLVENCY LAW (Irwin Law, 2008), 14.
- (9) 藤本・前出注（6）10頁、および中島弘雅＝倉部真由美「Arrangement, Composition」中島弘雅＝田頭章一編『英米倒産法キーワード』（弘文堂・2003年）42-43頁の訳による。神吉良二「カナダ倒産法制の概要 NBL1004号（2013年）45頁は CCAA を「企業債権者調整法」と訳している。
- (10) Jacob S. Ziegel, “The BIA and CCAA Interface” in Stephanie Ben-Ishai & Anthony J. Duggan eds., CANADIAN BANKRUPTCY AND INSOLVENCY LAW: Bill C-55, Statute c. 47 and Beyond (Markham, LexisNexis Canada, 2007), 308 at 312.
- (11) Anthony J. Duggan, Stephanie Ben-Ishai, Thomas G.W. Telfer, Roderick J. Wood & Jacob S. Ziegel, CANADIAN BANKRUPTCY AND INSOLVENCY LAW, Cases Text, and Materials, 2nd eds. (Emond Montgomery Publications Ltd., 2009), 573. *See also*, Andrew J.F. Kent, Wael Rostom, Adam Maerov & Tushara Weerasooriya, “Canadian Business Restructuring Law: When Should a Court say “No”” (2008), 24 B.F.L.R. 1, 3.
- (12) Duggan, Ben-Isha et al., *supra* note 11 at 573. *See also*, WOOD, *supra* note 8 at 30.

- (13) Sarra, *supra* note 5 at 11.
- (14) Sarra, *Id.* at 11-12; Ziegel, *supra* note 10 at 309.
- (15) Sarra, *supra* note 5 at 12.
- (16) 元々 CCAA は、1929年のイングランド会社法の制定を参考にしていた。このイングランド会社法は、裁判所が再生計画案を承認する以前の段階で、債権者間で再生の合意を形成する術を提供していた。Sarra, *supra* note 5 at 13 .
- (17) Ziegel, *supra* note 10 at 312.
- (18) Stanley E. Edwards, “Reorganization Under the Companies’ Creditors Arrangement Act” (1947), 25 Can. Bar Rev. 587, 591 n.3.
- (19) Duggan, Ben-Ishai, Telfer, Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574.
- (20) Ziegel, *supra* note 10 at 312.
- (21) Duggan, Ben-Ishai, Telfer, Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574.
- (22) Ziegel, *supra* note 10 at 312.
- (23) Ziegel, *Id.*
- (24) Sarra, *supra* note 5 at 16.
- (25) Sarra, *Id.*
- (26) ATB Financial v. Metcafe & Mansfield Alternative Investments II Corp. (2008), 92 O.R. (3d) 513 (Ont.C.A.), at para. 44; Duggan, Ben-Ishai, Telfer, Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574.
- (27) (2008), 296 DLR (4th) 155 (Ont.C.A.).
- (28) ATB Financial v. Metcalfe & Mansfield Alternative Investments II Corp. (2008), 296 D.L.R (4th) 155 (Ont.C.A.) at para. 44.
- (29) Duggan, Ben-Ishai, Telfer, Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574.
- (30) Ziegel, *supra* note 10 at 313.
- (31) inherent jurisdiction とは、制定法中に存在する間隙を埋めるために、裁判所が判例法を構築するための自己の固有の権限 (inherent jurisdiction) を行使することを指す。しかし、先例を発見する権限とは区別されるという。See, Georgina R. Jackson and Janis Sarra, “Selecting the Judicial Tool to get the Job Done: An Examination of Statutory Interpretation, Discretionary Power and Inherent Jurisdiction in Insolvency Matters” in Janis Sarra edited, Annual Review of Insolvency Law 2007 (Carswell, 2008), 41 at 61.
- (32) See e.g., Hongkong Bank of Canada v. Chef Ready Foods Ltd., [1991] 2 W.W.R. 136 (B.C.C.A.). 「固有の管轄」(inherent jurisdiction) の法理の例としては、元々 CCAA に何ら規定のなかった DIP ファイナンスを行う融資債権者に対して、既存の全ての担保権者・一般債権者に対する優越 (super-priority) を認めることを可能にした一連の判例群等が挙げられる。See e.g., Janis Sarra, “Debtor in Possession Financing: The Jurisdiction of Canadian Court Grant Super-priority Financing in CCAA Applications” (2000), 23 Dalhousie L.J. 307, 356-360; Janis Sarra, “The Evolution of the Companies’ Creditors Arrangement Act in Light of Recent Developments” (2011), 50 Can. Bus. L.J. 211, 216-221; Re Ted Reloy Trucking Ltd. (Century Services Inc.), [2010] 3 S.C.R. 379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.), at para. 57 to 71. CCAA において DIF ファイナンスを可能ならしめるため、債務者の事業再生を容易にするために裁判所がその採用を行使する広範な権限を有することが肯定され、エクイティ上の管轄 (equitable jurisdiction) にさらに依拠して、裁判所は、DIP 融資者に対して最優先の地位を認めたのである。United Used Auto & Truck Parts Ltd., Re (1999), 12 C.B.R. (4th) 141, 2000 Carswell BC 414 (B.C.C.A.).
- (33) *Id.* See also, Duggan, Ben-Ishai, Telfer,

- Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574.
- (34) Statute c.47と呼ばれる立法提案を指す。
- (35) Ziegel, *supra* note 10 307 at 313. DIP ファイナンスを行う融資債権者 (DIP-lender) に最優先の順位が与えられる点も、明文化された。Companies' Creditors Arrangement Act, R.S.C. 1985, c.C-36, s.11.2; Sarra, *supra* note 32, 50 Can.Bus. L.J. 211, 216-221 at 216-218.
- (36) Ziegel, *supra* note 10 at 315.
- (37) Duggan, Ben-Ishai, Telfer, Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574. 神吉・前掲注 (9) 49頁も参照。
- (38) なお、債務者の receiver による「提案」 (proposal) も可能である。BIA, s.50 (1) (b). John D.Hansberger & Vern Dare, BANKRUPTCY IN CANADA, 4th eds. (Canada Law Book, 2009), at 156.
- (39) Duggan, Ben-Ishai, Telfer, Wood & Ziegel, *supra* note 11 at 574.
- (40) *Id.* at 575.
- (41) *Id.*
- (42) Sarra, *supra* note 5 at 18.
- (43) Donovan W.M. Waters, Mark R.Gillen, & Lionel Smith, WATER'S LAW OF TRUSTS IN CANADA, 3rd eds. (Thomson Carswell 2005), at 26.
- (44) *Id.* at 29.
- (45) Bathurst City Council v. PWC Properties Pty Ltd. (1998), [1998] HCA 59, 157 ALR 414, 195 CLR 566 (H.C.Australia).
- (46) David Wright, "The Statutory Trust, Remedial Constructive Trust and Remedial Flexibility" (1999), 14 J Contract law 221, at 223-225.
- (47) Waters, Gillen, & Smith, *supra* note 43 at 29.
- (48) Income Tax Act, S.C.1998, c.19, s.227 (4.1).
- (49) Roderick, J. Wood and Rick T.G. Reeson, Q.C., "The Continuing Saga of the Statutory Deemed Trust: Royal Bank v. Tuxedo Transportation Ltd." (2000), 15 B.F.L.R. 515
- (50) British Columbia v. Henfrey Sampson Belair Ltd. (1987), 40 D.L.R. (4th) 728 (B.C.C.A.).
- (51) Aline Grenon, "Common Law and Statutory Trust: In Search of Missing Link (1995), 15 Estates and Trusts L.J. 109 at 117.
- (52) Grenon, *supra* note 51 at 124-134.
- (53) Francis L. Lamer, PRIORITY OF CROWN CLAIMS IN INSOLVENCY (Thomson Carswell, 1996-2009 release), at 2-1. もっとも、後の裁判例の展開において詳論するように、カナダの倒産法制において、通常の信託 (明示信託, express trust) は、倒産手続内でも効力を失わない (1970年代の Bankruptcy Act s.136 (1) 及び、1985年改正後の Bankruptcy and Insolvency Act s.67 (1) による) のに対し、制定法上の信託は、効力を失う (Bankruptcy and Insolvency Act s.67 (2) が規定する) のが原則である。Honsberger & Dare, *supra* note 38 at 422 n.32. 「BIA s.67 (1) (a) は、破産債務者の債権者間で分配し得る破産財団に属する財産を定義するが、他の者のために信託の目的財産として保有されている財産を含まない。」 *Id.* つまり、制定法上の信託には、通常の信託と異なり、原則として倒産隔離効が生じないのである。もっとも、信託の目的財産が現実に分別管理されていれば、信託法の一般原則から倒産隔離効が生じることになる。
- (54) Jacob S. Ziegel & David L. Denno, THE ONTARIO PERSONAL PROPERTY SECURITY ACT: COMMENTARY AND ANALYSIS, 2nd eds. (Butterworths, Canada 2000), at 262.

- (55) Lamer, *supra* note 53 at 2-5 to 2-8.1.
- (56) Ziegel & Dennome, *supra* note 54 at 262.
- (57) *See e.g.*, British Columbia v. Henfrey Sampson Belair Ltd. (1987) 40 D.L.R.(4th) 728 (B.C.C.A.), at para. 45 (MacLaughlin 判事).
- (58) 租税債務者に対する他の債権者で、債務者の在庫商品や売掛債権等に担保権を有する者に対して税務当局が優先するためには、法定の担保物権を各制定法に規定すれば足りるはずである。では、何故わざわざ「信託」を法定することが必要とされたのか。かつて、カナダ連邦倒産法には、その適用が「信託」については免除されとする規定が存在した(1992年改正以前の同法67条)。すなわち、同倒産法の適用を回避して倒産手続外で租税債権の回収を図る、という意図の下に、各租税法に「法定の信託」が規定されることになった、というわけである。Lamer, *supra* note 53 at 2-3 to 2-4.
- (59) Donovan W.M. Waters, "Trust in the Setting of Business, Commerce, and Bankruptcy" (1983), 21 Alta L.Rev. 395, at 421.
- (60) Waters, *Id.*
- (61) R.S.C. 1970,c.B-3.
- (62) 州法と連邦法が同時に適用される場合、州法が連邦法に抵触する限度において、連邦法が優越するという原則である。松井茂紀『カナダの憲法 多文化主義の国の形』(岩波書店・2012年) 111-116頁を参照。
- (63) Waters, *supra* note 59 at 422.
- (64) [1980] 1 S.C.R. 35, 105 D.L.R. (3d) 270 (S.C.C.).
- (65) Waters, *supra* note 59 at 422.
- (66) (1982), 129 D.L.R. (3d) 582, 39 C.B.R. (N.S.) 247, additional reasons, 41 C.B.R.(N.S.) 188 (B.C.C.A.).
- (67) Unemployment Insurance Act, S.C. 1970-71-72, c.48, s. 71 (3); s.71 (2).
- (68) Canada Pension Plan Act, R.S.C. 1970, c.-5, s. 24 (4); 24 (3).
- (69) Waters, *supra* note 59 at 422.
- (70) Waters, *Id.*
- (71) Waters, *Id.*
- (72) Waters, *Id.* at 423.
- (73) [1979] 2 W.W.R.514, 29 C.B.R. (N.S.) 276, 96 D.L.R. (3d) 65 (Man.C.A.), varied on appeal [1980] 1 S.C.R.1182, [1980] 3 W.W.R.513, 33 C.B.R. (N.S.) 107, 3 Man. R. (2d) 283, 108 D.L.R. (3d) 257 (S.C.C.).
- (74) PPSA の導入とその後のイングランド型浮動担保の帰趨について、小山・前出注(2) 70-81頁を参照。
- (75) Dauphin Plains Credit Union Ltd.v. Xyloid Industries Ltd., 96 D.L.R. (3d) at 68.
- (76) Dauphin Plains, at para. 2 (S.C.C.).
- (77) Income Tax Act, S.C.1970-71-72,c.63, s.227 (4).
- (78) 小山・前出注(2) 193頁参照。
- (79) Canada Pension Plan, R.S.C.1970, c.C-5, s.24 (3), 24 (4).
- (80) Unemployment Insurance Act, 1971, SC 1970-71-72 (Can.), c.48 (Can.), s.71 (2),71 (3).
- (81) *See*, 96 D.L.R. (3d) at 71.
- (82) Dauphin Plains, at 108 D.L.R. (3d) 257, at 268.
- (83) Dauphin Plains, at para. 19-25, para 30. *See also*, Re Deslauriers Construction Products Ltd., [1970] 3 O.R. 599,
- (84) 所得税法 s.227 (4) および年金計画法 s.23 (4)、失業保険法 s.71 (3) は、「清算、譲渡、破産の場合に」と定め、receivership は条文上含まれていない。Pegeon 判事の法廷意見では、receivership は以上の文言の趣旨に包含されるとされたが⁸ (Dauphin Plains, at para. 26-29)、Estay 判事の反対意見はそのような解釈を否定し

- ている。 *Id.* at para. 49-50.
- (85) [1979] 2 W.W.R. 514, 29 C.B.R. (N.S.) 276, 96 D.L.R. (3d) 65 (Man.C.A.), varied on appeal [1980] 1 S.C.R.1182, [1980] 3 W.W.R.513, 33 C.B.R. (N.S.) 107, 3 Man. R. (2d) 283, 108 D.L.R. (3d) 257 (S.C.C.).
- (86) 1992 CarswellMan 217, [1992] 2 C.T.C. 139, [1992] 2 W.W.R. 641, 10 C.B.R. (3d) 41, 89 D.L.R. (4th) 405, 76 Man. R. (2d) 211, 10 W.A.C. 211 (Man.C.A.).
- (87) Roderick J. Wood & Michael I. Wylie, "Non-Consensual Security Interests in Personal Property" (1992), 30 Alta.L.R. 1055, 1062 n.51.
- (88) 1989 CarswellBC 351, 75 C.B.R. (N.S.) 1, [1989] 2 S.C.R. 24, 97 N.R. 61, [1989] 5 W.W.R. 577, 38 B.C.L.R. (2d) 145, 34 E.T.R. 1, 59 D.L.R. (4th) 726 (S.C.C.).
- (89) Douglas I. Knowls, "Bankruptcy and the Deemed Trust in Favour of the Crown Provincial: B.C. v. Henfrey Samson Belair Ltd." (1990), 5 B.F. L.Rev. 216 のまとめによる。 *See also*, Royal Bank of Canada v. G.M.Homes Inc. (1984), 10 D.L.R. (4th) 439 (Sask. C. A.).
- (90) Social Service Tax Act, S.B.C. 1982, c.39, s.18.
- (91) Knowls, *supra* note 89 at 218.
- (92) Bankruptcy Act, R.S.C. 1970, c.B-3, s.47 (a) ; 1985,c.B-3. S.67 (a).
- (93) Bankruptcy Act s 107 (1) (j), R.S.C. 1970, s.107 (1) (j); R.S.C. 1985, c.B-3, s.136 (1).
- (94) Wood & Wylie, *supra* note 87 at 1093.
- (95) British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd., at para. 48.
- (96) Grenon, *supra* note 51 at 121.
- (97) その原則を確立したのは、Deloitte, Haskins & Sells Ltd. v. Workers' Compensation Board (W.C.B.), [1985] 1 S.C.R. 785 at 806であった。
- (98) McLachlin 判事。 *See*, 59 D.L.R. (4th) 726 at 741.
- (99) *See*, 59 D.L.R. (4th) 726 at 735; Re Bourguault (1979), 105 D.L.R. (3d) 270, [1980] 1 S.C.R. 35 (S.C.C.).
- (100) 1989 CarswellBC 351, 75 C.B.R. (N.S.) 1, [1989] 2 S.C.R. 24, 97 N.R. 61, [1989] 5 W.W.R. 577, 38 B.C.L.R. (2d) 145, 34 E.T.R. 1, 59 D.L.R. (4th) 726 (S.C.C.).
- (101) 2001 ABQB 930, 32 C.B.R. (4th) 1 (Alta.Q.B.) at para. 10.
- (102) 事案については、 *See*, 40 D.L.R. (4th) 728.
- (103) Social Service Tax Act, R.S.B.C.1979, c. 388, s.18 (1).
- (104) *See also*, Re I.B.L. Industries Inc. Ltd (1991), 4 C.B.R. (3d) 301, 76 D.L.R. (4th) 439 (Ont.C.J. (Gen.Div.)).
- (105) 1989 CarswellBC 351, 75 C.B.R. (N.S.) 1, [1989] 2 S.C.R. 24, 97 N.R. 61, [1989] 5 W.W.R. 577, 38 B.C.L.R. (2d) 145, 34 E.T.R. 1, 59 D.L.R. (4th) 726 (S.C.C.).
- (106) British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決以降、同種の判断を繰り返す事例として、 *See e.g.*, Re I.B.L. Industries Ltd. (1991), 76 D.L.R. (4th) 439, 4 C.B.R. (3d) 439 (Ont.C.J.Bankr.); Husky Oil Operations Ltd. v. Minister of National Revenue (1995), 1995 CarswellSask 739, 35 C.B.R. (3d) 1, [1995] 10 W.W.R. 161, 128 D.L.R. (4th) 1, 137 Sask. R. 81, [1995] 3 S.C.R. 453 (S.C.C.).
ただし、British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決も、例外的に通常のコモンロー上信託の3要件（信託設定の意図の明確性 (certainty of intent)、信託の目的財産の確定 (certainty of subject matter)、信託の目的 (受益者などの certainty of object)) を充たす場合には、破産事件においてもみなし信託が明示信託として有効である (BIA s. 67 (1) (a))

- ことはいうまでもない。Re Ivaco Inc. (2006), 275 D.L.R. 132 (Ont.C.A.). at para. 39.
- (107) [1979] 2 W.W.R.514, 29 C.B.R. (N.S.) 276, 96 D.L.R. (3d) 65 (Man.C.A.), varied on appeal [1980] 1 S.C.R. 1182, [1980] 3 W.W.R. 513, 33 C.B.R. (N.S.) 107, 3 Man. R. (2d) 283, 108 D.L.R. (3d) 257 (S.C.C.).
- (108) See, Funds Administrative Service v. Northern Steel Inc. (Receivership) (1993), 18 C.B.R. (3d) 84, 7 Alta.L.R. (3d) 293 (Alta.Q.B.) at para. 44-45, para 49-50; Re XMCO Canada Ltd. (1991), 3 O.R. (3d) 148, 15 C.B.R. (3d) 92 (Ont.C.Gen.Div.).
- (109) Bankruptcy and Insolvency Act, R.S.C. 1985, c.B-3, s.136 (1) and s.86. 同様の改正は、Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA) については、1997年に実施された。CCAA, R.S.C. 1985, c.36, ss.18.2 to 18.5; Jean-Daniel Breton, "Crown Claims in Insolvency Proceedings-Die Unendliche Geschichte" (2008), 24 B.F.L.R. 193, 203.
- (110) Income Tax Act, R.S.C. 1985 c.1.
- (111) Unemployment Insurance Act, R.S.C. 1985, c.U-1; Employment Insurance Act S.C. 1996, c.23.
- (112) Canada Pension Plan, R.S.C. 1985, c.C-8.
- (113) 1992年BIA改正に合わせて改正された所得税法等の規定は、以下の通りである。Income Tax Act, ss.227 (4), 227 (4.1); Employment Insurance Act, s.86; Canada Pension Plan, s.20.
- (114) Breton, *supru* note 109 at 199.
- (115) Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. (1997), 143 D.L.R. (4th) 385, [1997] 1 S.C.R. 41 (S.C.C.). 同判決につき、小山・前出注 (2) 205-215頁を参照。
- (116) Re Ted Leroy Trucking Ltd.(Century Services), (2010), 326 D.L.R. (4th) 577, [2010] 3 S.C.R. 379 (S.C.C.), at para. 33.
- (117) See.e.g., Income Tax Act R.S.C. 1985, c.1 (5th Supp.) S.227 (2) (3) (4) (4.1)); Wood and Reesen, *supru* note 49, 15 B.F.L.R. 515.
- (118) See e.g., Bankruptcy and Insolvency Act R.S.C. 1985, c.B-3 s.67 (2) (3).
- (119) 2002 CarswellSask 317, [2002] S.C.R. 720, 45 C.B.R. (4th) 213, 212 D.L.R. (4th) 615 (S.C.C.).
- (120) First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue, at para. 7 et seq.
- (121) R.S.C. 1985, c.E-15.
- (122) See, Canada Trustco Mortgage Corp. v. Port O'Call Hotel Inc., [1996] 1 S.C.R. 963 (S.C.C.).
- (123) See, Jacob S. Ziegel, "Section 224 (1.2) of the Income Tax Act in the Supreme Court of Canada" (1997), 28 Can.Bus.L.J. 170,171-172.
- (124) First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue, at para. 24 to 30.
- (125) *Id.* at para. 27-29.
- (126) *Id.* at para. 29.
- (127) *Id.* at para. 30.
- (128) *Id.* at para. 33 to 34. この判決以前に、制定法上のみなし信託が債務者の爾後取得財産にも及ぶとしたものとして、See, Royal Bank of Canada v. Tuxedo Tranceportation Ltd. (2000), 190 D.L.R. (4th) 139, 79 B.C.L.R. 3d 1, 18 C.B.R. (4th) 107 (B.C.C.A.).
- (129) First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue, at para. 40.
- (130) *Id.* at para. 41. Iacobucci 判事は、「連邦議会は、(制定法上の) 信託を、いかなる態様にでも選択して特徴づけることができる。換言すれば、通常の信託法の諸原則によって課される制約に拘束されることはない」と述べる。First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue,

- at para. 34.
- (131) *Id.* at para. 42.
- (132) 仮に、租税債務者が売却した資産の購入者（ファクタリング契約に基づき債権譲渡を受けた First Vancouver Finance）が、税務当局の既存の制定法上のみなし信託につき悪意であれば、当該資産の売却が「通常の営業過程における善意の取引」（bona fide purchase in the ordinary course of business）に該当しないから、みなし信託が優先するとの主張が可能であった。Diane Waters, “The Continuing Evolution of the Deemed Trust: The Case of First Vancouver Finance” (2002), 14 *Comm. Insol.R.* 57, 63.
- (133) *First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue*, at para. 44-45.
- (134) [1980] 1 S.C.R. 411 (S.C.C.).
- (135) Jacob S. Ziegel, “Crown Priorities, Deemed Trust and Floating Charges: *First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue*” (2004), 45 *C.B.R.* (4th) 244 et seq.
- (136) Ziegel, *Id.* at 244 et seq. *See also*, Roger R. Simard, “The Never Ending Story (Continued) of Goods and Services Tax Claims in Bankruptcy” (2010), 26 *B.F.L.R.* 153, 164-165.
- (137) *Bankruptcy and Insolvency Act*につき、s.67 (1)、*Companies’ Creditors Arrangement Act*につき、s.18.3 (1).
- (138) *Re Ottawa Senators Hockey Club Corp.* (2005), 6 *C.B.R.* (5th) 293, 73 *O.R.* (3d) 737 (Ont.C.A.).
- (139) *Re Ted Leroy Trucking (Century Service)* (2010), 326 *D.L.R.* (4th) 577 (S.C.C.).
- (140) *Re Indalex Ltd.* (2011), 2011 *O.N.C.A.* 265 (Ont.C.A.).
- (141) *Bankruptcy and Insolvency Act*, R.S.C.1985, c.B-3.
- (142) *BIA* s.67 (1) (a) は、以下のように規定する。「s.67 (1) 破産財団 (Property of bankrupt) 債権者間で分配され得る破産債務者の破産財団は、以下のものによっては構成されない。(a) 破産債務者が他の者のために信託のために保有する財産…」。
- 通常明示信託 (express trust) が、破産財団を構成しないことを意味する規定である。
- (143) *Companies’ Creditors Arrangement Act*, R.S.C.,1985, c. C-36.
- (144) [1989] 2 S.C.R. 24 (S.C.C.)
- (145) *See*, Ziegel, *supra* note 123 at 171-172.
- (146) *Excise Tax Act*, R.S.C. 1985, c.E-15. 1990, c.45, s.12 (1) .
- (147) *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Inc.*, [2010] 3 S.C.R. 379, 326 *D.L.R.* (4th) 577 (S.C.C.), at para. 39.
- (148) *Re Ottawa Senators Hockey Club Corp.*, (2005), 6 *C.B.R.* (5th) 293, 73 *O.R.* (3d) 737 (Ont.C.A.).
- (149) *In re Companies’ Creditors Arrangement Act and Business Corporations Act* (2004), 1 *C.B.R.* (5th) 295 (Ont.S.C.J.).
- (150) *Re Ottawa Senators Hockey Club Corp.*, (2005), 6 *C.B.R.* (5th) 293, 73 *O.R.* (3d) 737 (Ont.C.A.), at para. 42 to 43.
- (151) *See*, *Dore v. Verdun (City)* (1997), 150 *D.L.R.* (4th) 385, [1997] 2 S.C.R. 862 (S.C.C.). 立法者は既存の法の内容を知っており、抵触がある場合には、立法者はより早期の制定法の価値を減じる (derogate from) ことを考えたと推定されるといふ。Roderick J. Wood, “Priorities and Judicial Authority Under the CCAA: *Century Services Inc. v. Canada (Attorney General)*” (2011), 51 *Can.Bus. L.J.* 117, at 119 and 123. *See also*, *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.*, [2010] 3 S.C.R.379, 326 *D.L.R.* (4th) 577 (S.C.C.), at para. 120-122 (Abella 判事の反対意見).

- (152) *Re Ottawa Senators Hockey Club Corp.* 事件判決と同旨の判断を示すものとして、*See, Re Solid Resources Ltd.* (2002), 40 C.B.R. (4th) 219 (Alta.Q.B.).
- (153) *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.*, [2010] 3 S.C.R.379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.).
- (154) Century Service 社は、Ted LeRoy Trucking Ltd. の事業再生のために、Royal Bank of Canada に対して弁済をなし、同社の有した担保権等を代位取得していた。*Wood, supra* note 151 at 119.
- (155) Monitor とは、再生手続を管轄する裁判所によって任命される、再生会社の財務状況等の情報を正確に調査し、裁判所と債権者に適時に提供する役割を担っている。裁判所に報告する者をいう。*Wood, supra* note 8 at 388-389.
- (156) モニターは、破産手続において、そのまま破産管財人兼 receiver (収益管理人) に任命された。*Wood, supra* note 151, 51 Can. Bus. L.J. 117 at 119.
- (157) *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.*, at para. 7. 他方、余剰資産の売却益につき別個独立して分別管理されたことに基づき、控訴裁判所は、明示信託 (express trust) の成立をも命じた。*Id.* at para. 8. 連邦最高裁は、この判断についても破棄している。*Id.* at para. 82 et seq.
- (158) *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.* at para. 44.
- (159) *Id.* at para. 45.
- (160) *Id.* at para. 47 to 48. CCAA の手続の下でよりも、BIA の下でよりも高い優先順位を得られるのなら、債権者は statute shopping、つまり、CCAA による手続を避けて BIA を選択し、結果として、再生を望む債務者会社の期待を奪うことになる。*Wood, supra* note 151, 51 Can. Bus. L.J. 117 at 126.
- (161) *Wood, Id.* at 127. 2007年改正・2009年施行の現行 CCAA は、手続を管轄する裁判所に明文の規定で広範な裁量を与えており、もはや skeletal in nature とはいえない立法となっている (条文数は1933年制定時の22条から、2009年改正では81条に増加)。*Wood, Id.* at 130-131.
- (162) *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.*, at para. 114-136.
- (163) *See, Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.*, at para. 704 (Deschapman 判事). ただし、消費税法 (Excise Tax Act) s.222は、2013年10月の改正で削除されたようである。*See, laws-lois, Justice. gc. caleng lactsle-151* (2013年10月14日閲覧)。
- (164) *Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd.*, [2010] 3 S.C.R.379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.).
- (165) *Re Indalex Inc.* (2011), 331 D.L.R. (4th) 352, 104 O.R. (3d) 641 (Ont.C.A.).
- (166) 以下の事実関係の要約は、Mario Forte & Evan Howard, “*Re Indalex Ltd.* – Commentary” (2011), 27 B.F.L.R. 495, 496-497による。
- (167) BIA s. 64.2; CCAA s.11.52; Roderick J. Wood, “The Definition of Secured Creditor in Insolvency Law” (2010), 2s B.F.L.R. 341, 353. CCAA における super-priority charge につき、*See also*, Michale B. Rotszain & Alexander Dostal, “Debtor-In-Possession Financing” in Ben-Ishai & Duggan *supure* note at 227 et seq.; Sarra, *supra* note 32, 23 Dalhousie L.J. 337; Janis Sarra, “Governance and Control: the Role of Debtor-in-Possession Financing under the CCAA” (2005), 2004 Annual Review of Insolvency Law 119. super-priority charge は、アメリカ連邦倒産法における ブライミング・リーエンに相当する。藤本利一「倒産手続におけるファイナンス—アメリカ法におけるブライミング・リーエンを手がかりに」東京弁護士会倒産法部編『倒

- 産法改正展望』(商事法務 2012年) 115頁以下を参照。
- (168) Pension Benefits Act, R.S.O. 1990, c. P.8.
- (169) Toronto Dominion Bank v. Usarao Ltd. (1991), CarswellOnt 540 (Ont.Gen. Div.) at para. 26 ; Re Ivaco Inc., 2005 CarswellOnt 3445, 12 C.B.R.(5th) 213(Ont. S.C.J.).
- (170) Re Indalex Inc. (2011), 331 D.L.R. (4th) 352, 104 O.R. (3d) 641 (Ont.C.A.), at para. 97-98.
- (171) *Id.* at para. 179-180.
- (172) *Id.* at para.132-137, para.139-142, para. 199.
- (173) *Id.* at para. 202-204.
- (174) Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd., [2010] 3 S.C.R. 379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.).
- (175) Re Indalex Inc., at para. 188.
- (176) *Id.* at para. 192.
- (177) *Id.* at para. 189.
- (178) *Id.* at para. 194, 198-200.
- (179) 現行法では、s.11 (2) が、以下のよう
に規定する。
「債務者会社による申立て、および担保権
ないし負担によって影響を受けるであろう
担保権者に対する通知に基づき、裁判所は、
キャッシュフローの目録上に記載され、債
務者会社が要求し裁判所が是認する額を融
資することに同意した、裁判所命令により
特定された者のために、裁判所が適当と考
える額について、会社財産の全部もしくは
一部が、その者のための担保権に服するこ
とを宣言する命令を発することができる。
このとき、当該担保権は、命令が発せられ
る以前に発生した債務を担保しない。
(2) 裁判所は、当該担保権が、当該会
社のいかなる担保権者 (secured creditor)
の権利にも優越することを定めることがで
きる。」
- (180) Ronald B. Davis, “Two Comments on Re Indalex Ltd.” (2011). 51 Can. Bus. L.J. 447, 452-454.
- (181) Davis, *Id.* at 452.
- (182) Marc S. Wasserman, Paul W. Litner & Martino F. Calvaruso, “Ontario Court of Appeal Grants Retirees Priority Over Secured Creditors” (2011), 23 Comm. Insl. R. 49, 54.
- (183) Mario Forte & Evan Howard (2011). “*Re Indalex Ltd.* – Commentary” (2011), 27 B.F.L.R. 495, at 501-502.
- (184) *See e.g.*, Robin Schwill, “Re Indalex Ltd.: When Good Intentions Make Bad Law” (2011), 51 Can.Bus.L.J. 467; Robert I. Thornton & Kirsten Thompson, “The Interpretation of Indalex on Restructuring in Canada” (2012), 2011 Annual Review of Insolvency Law 45; Sean F. Dunphy & Andrea Boctor, “Indalex – Do Hard Case Make Bad Law?” (2012), 2011 Annual Review of Insolvency Law 67.
- (185) Wasserman, Litner & Calvaruso, *supra* note 182, 23 Comm. Insl. R. 49, at 54-55.
- (186) お二人とも、DAVIES WARD PHILLIPS & VINEBERG LLP という大手の弁護士事務所の所属である。See, <http://www.dwpv.com/en/>.
- (187) インタビューは、2012年2月23日午後1時より約1時間にわたって、トロントの同弁護士事務所内で実施した。
- (188) 第1に、被告の手中に帰した財産を生ずる活動に関連して、被告がエクイティ上の義務 (equitable obligation) を負っていること。第2に、被告が原告に対して負っているエクイティ上の義務に違反する態様における、agent とみなされる、あるいは実際に agent としての活動から生じたことが原告により証明されること。第3に、対人的に、もしくは、被告のように、他の者

が自己の義務に対してなお誠実であることを保障する必要性に関連して、原告は、物的な救済 (proprietary remedy) を求める正当な理由 (legitimate reason) を証明しなければならないこと。かつ、第4に、擬制信託を課すことが、当該事件の一切の状況に照らして不当であるとするファクターがないこと、言い換えれば、競合する他の債権者の利益が保護されていること、である。Re Indalex Ltd., at para. 203; Soulos v. Korkonzilas, [1997] 2 S.C.R. 217 (S.C.C.), at para. 45.

(189) Re Indalex Ltd. 294 O.A.C. 400 (note),

432 N.R. 391 (note)), 2012 CarswellOnt 275, 2012 CarswellOnt 276 (S.C.C. Jan 19, 2012).

(190) Re Indalex Ltd., 2013 CarswellOnt 733, 2013 SCC 6, 354 D.L.R. (4th) 581 (S.C.C.).

(191) See, <http://www.blakes.com/English/Resources/Bulletins/Pages/Details.aspx?BulletinID=1580> (2013年5月3日閲覧); <http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=e07a279e-50db-47dc-9a39-dd874de59ab4> (2013年5月3日閲覧)